

令和8年壮警町議会第1回定例会を、次のとおり招集する。

令和8年2月20日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和8年3月5日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件（予定）
 - (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
 - (3) 壮警町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - (4) 農業農村情報通信環境施設設置及び管理に関する条例の制定について
 - (5) 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 壮警町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - (7) 壮警町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
 - (8) 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定締結について
 - (9) 令和7年度壮警町一般会計補正予算（第11号）について
 - (10) 令和7年度壮警町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
 - (11) 令和7年度壮警町集落排水事業会計補正予算（第2号）について
 - (12) 令和8年度壮警町一般会計予算について
 - (13) 令和8年度壮警町国民健康保険特別会計予算について
 - (14) 令和8年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について
 - (15) 令和8年度壮警町介護保険特別会計予算について
 - (16) 令和8年度壮警町簡易水道事業会計予算について
 - (17) 令和8年度壮警町集落排水事業会計予算について
 - (18) 債権放棄の報告について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 恣 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和8年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和8年3月5日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町政執行方針及び教育行政執行方針
- 日程第 6 一般質問

○出席議員（9名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	柴田曆章	君
会計管理者兼		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	澤井智明	君
企画財政課参事	蛭名雄一	君
住民福祉課長	上名正樹	君
住民福祉課参事	大内宏二	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	山崎清輝	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也	君
---------	------	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和8年壮警町議会第1回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
3番 長内伸一君 4番 毛利 爾君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間といた
したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3月13日までの9日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森 太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議会一般、常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、
各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お
手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案17件、報告1件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 太郎君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和 7 年第 4 回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第 4 回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

初めに、西いぶり消防指令センターの本格運用についてご報告申し上げます。室蘭市、登別市、西胆振行政事務組合の 3 消防本部で令和 4 年から検討し、室蘭市消防総合庁舎に整備を進めてまいりました消防指令システムが令和 8 年 2 月 1 日から本格的な共同運用が開始されました。このたびの共同運用により、対応の迅速化や人員配置の効率化に加え、将来的な機器更新費用の抑制など経費削減が図られるとともに、住民の皆様の安全で安心な暮らしの確保が期待されるところであります。

次に、国営農地再編整備事業についてご報告申し上げます。令和 6 年度から室蘭開発建設部と共に本町農業の現況把握や農業者の皆様との意見交換を通して営農上の課題を整理し、本町の農地再編整備の方向性を示す概略整備構想案の策定を進めております。また、農業者で組織する国営農地再編整備事業促進期成会準備会の設立も進めており、より円滑に事業検討がなされるよう、農業者の皆様との対話を大切にし、合意形成を図りながら、関係機関も含め、本町の農業の目指すべき姿について引き続き協議、検討してまいります。

次に、昭和新山国際雪合戦についてご報告申し上げます。2 月 21 日から 22 日の 2 日間、昭和新山山麓特設会場にて第 37 回昭和新山国際雪合戦が全国から 118 チームの参加を得て開催されました。一般の部では道外勢が 29 チームにまで増え、スポーツとしての雪合戦が全国に浸透していることを肌で感じたほか、レジェンドの部では往年の名選手たちが年齢を感じさせない技術を披露し、ジュニア交流戦では地元壮瞥町の壮瞥 B B C ジュニアが連覇こそ逃しましたが、大接戦の末、3 位に入賞するなど大いに盛り上がりを見せたところであります。大会前、雪不足のため、オロフレ峠からの雪の搬送など、町内事業者をはじめ、協賛各社、議員の皆様、多くのボランティアスタッフの皆様からご支援とご協力を賜り、盛会を収めたところです。皆様のご協力に感謝するとともに、町では引き続き壮瞥町発祥のスポーツ雪合戦による地域活性化と交流人口の拡大などを推進するとともに、実行委員会の活動を支援してまいり所存であります。

次に、一般国道 453 号蟠溪道路の供用開始についてご報告申し上げます。一般国道 453 号蟠溪道路は、落石、土砂崩落等の通行規制区間、現道の線形不良及び狭溢区間の解消を図り、道路の安全な通行の確保を目的とし、平成 13 年度に事業化され、延長 5.4 キロメートルの道路改築事業が進められてきました。蟠溪市街地から上久保内までの第 3 工区 2.2 キロメートルにおいて道路改良舗装工事や新蟠溪橋の工事が進め

られてきましたが、本年1月16日に開通いたしました。平成28年2月に完成した伊達市大滝区北湯沢温泉町から壮警町蟠溪市街地までの2.5キロメートル、令和4年3月に完成した蟠溪市街地の0.7キロメートルと併せ全線が開通したことにより、懸案であった降雨による事前通行規制区間や急カーブ、狭隘区間が解消され、生活に関わる移動や高次医療施設への救急搬送、有珠山噴火等災害時の避難、救援活動や広域的な周遊観光の活性化等、地域産業の振興にも寄与するものと期待するところであります。また、国道453号蟠溪道路の全線開通に当たり、室蘭地方総合開発期成会として2月9日、室蘭市長をはじめ構成市町長と共に国土交通省道路局、同省北海道局、財務省主計局及び北海道選出国會議員を表敬訪問し、要望事業が結実したことへの謝意を表明したところであります。

次に、壮警町内において国及び北海道が令和8年度に予定しております事業の概要について承知している内容をご報告申し上げます。まず、国の令和8年度予算編成における北海道開発予算の基本方針では、北海道の資源、特性を生かして、現在直面している国の課題解決に対し、北海道開発が果たす役割はますます重要となっているとしております。こうした背景を踏まえ、令和8年度北海道開発予算では令和7年度補正予算と合わせて切れ目のない取組を進めることとしており、北海道開発事業費では対前年度1.01倍の5,654億円で、令和7年度補正を加え、総額7,540億円が配分されたところであります。

次に、国の事業概要についてご報告申し上げます。一般国道453号蟠溪道路につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、令和8年度は旧道部分の附属物撤去や旧蟠溪橋の撤去工事を予定していると承知しております。

次に、北海道の事業概要になりますが、以前から要望しておりました道道洞爺湖公園線歩道未整備区間約100メートルについてでございますが、令和7年12月から工事を行っていただくこととなり、3月末には完成すると承知をしております。

(仮称)有珠山外環状線を構成する町道上立香第2線の道道昇格に伴う道路改築事業につきましては、現在旧橋の撤去工事が進められておりますが、令和8年度も引き続き撤去工事が行われる予定と承知しており、整備促進、早期完成について引き続き要望してまいります。

道道洞爺湖登別線のサンパレス工区につきましては、約500メートルの整備が残されておりますが、令和8年度は四十三橋の歩道の橋の新設が予定されていると承知しております。本事業におきましても整備促進、早期完成について引き続き要望するとともに、東湖畔地区における懸案区間解消の事業化に向けた要望活動も継続していく所存であります。

地滑り関係では、室蘭開発建設部及び室蘭建設管理部による対策工事等により上久保内地区は安定しておりますが、幸内地区では比較的変位は少なくなっているものの、いまだ融雪期や大雨時には変位が見られるため、引き続き注視が必要な状況に

あります。今後も各関係機関との情報共有を図り、連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

以上が令和8年度の国及び北海道が予定しております主な事業概要であります。

壮瞥町内では、国及び北海道が行う多くの社会基盤整備が実施されております。その中でも道路、河川、防災対策は住民生活や経済、社会活動を支える最も重要な社会基盤でありますので、地域の実情に応じた整備についてより一層関係機関との連携を強化し、事業の実施、早期完成に向けて努めてまいり所存であります。

以上、令和7年第4回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（森 太郎君） これにて行政報告を終結いたします。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針

○議長（森 太郎君） 日程第5、町政執行方針及び教育行政執行方針を行います。町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和8年第1回壮瞥町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と、重点的に取り組む政策について申し上げます。

初めに、町長として町政を担わせていただき6年10か月となりました。

これまで、常に町民の皆様の幸せと、壮瞥町の持続的な発展のために、健全な財政運営を最優先に、

- ・公正・公平で、町民の皆様と共に歩む町政
- ・課題解決に果敢にチャレンジする町政

を信条として、壮瞥町を、次代を担う子供たちへ着実に継承していくことを基本として、職員の皆様と共に、全力で取り組んでまいりました。

この間のご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

本町は、人口減少、少子高齢化や地域産業の担い手不足など、多くの課題に直面しております。困難な課題を着実に解決するため、本町の持つ地域資源や人的資源を活用し、産業の振興、子育て支援、社会資本整備、火山との共生などを施策の柱として、計画的に事業を展開しているところです。

新年度においても、これまでの取組を基盤として、国や北海道の施策を活用し、町民の皆様の期待と負託に応えるべく、職員一丸となって、挑戦と前進の気持ちを持って、壮瞥町の未来を力強く切り開き、第5次壮瞥町まちづくり総合計画の将来像「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け、力を尽くしてまいります。

財政運営について申し上げます。

本町の財政は、平成28年度以降、3年間で3億円以上の不均衡となっており、行政サービスの維持、継続が難しい状況になっておりました。

この課題を解決するため、就任以来、職員の皆さんと危機感を共有し、改善に取り

組み、令和2年度から基金保有額は増加に転じ、令和3年度から、一般会計の実質単年度収支が3年間継続して黒字を確保するなど、一定の成果が認められたところであり、

令和6年度は、物価等の高騰や壮瞥中学校整備といった大型事業の実施に加え、過疎法に基づく固定資産税の課税免除額を補填する地方交付税の算定が翌年度となり、実質約5,000万円の歳入減となった要因などから、基金保有額は全体で22億2,026万円、3,129万円減となり、実質単年度収支も2,320万円の赤字となりました。

現在、より健全な財政運営に取り組んでいるところですが、新年度においても、産業の振興、子育て支援をはじめ、総合的な定住施策に加え、町の将来につながる投資（社会資本整備）を積極的に推進するなど、まちづくり総合計画に基づき、計画的に施策、事業を展開してまいります。

予算の規模は、一般会計の総額は、51億2,000万円で、前年度に比べ、4億3,300万円、9.2%の増となっており、主な要因は、老朽化した建部改良住宅の移転建替事業によるものであります。

財政調整基金の繰入額は、前年度に比べ、300万円減であるものの、1億8,300万円となっており、引き続き、財源の確保と効率的な事業執行など、安定した財政運営に努めてまいります。

新年度に、取り組む主要な政策展開の基本方向について申し上げます。

まず、「元気な産業のまち」について申し上げます。

地域のコミュニティーを持続・発展させていくためには、その地域に、活気あふれる産業や安定した雇用の場があることが重要です。

基幹産業の一つである農業については、本町の農業・農村が持続的に発展できるよう、将来を見据えた技術導入や生産基盤・体制の整備について、地域の実情を踏まえて計画的に進めていく必要があります。

農業従事者の減少、高齢化が進む中で、担い手の就農を促進するため、新規就農者及び就農後継者に対する助成、支援を行うとともに、体系的で実践的な担い手育成・確保対策を関係者と継続して推進してまいります。

関係機関の協力を得て、農地の利用集積、生産性や収益性の向上など、本町の農業・農村の望ましい将来像と地域活性化を図る構想を策定する「地域整備方向検討調査」を継続してまいります。

農業水利やインフラ管理の省力化・高度化を図るために整備した、情報通信基盤の利活用を推進するとともに、生産性と高収益化を図るスマート農業の導入を支援してまいります。

土づくりを通じた付加価値の高い農業生産を推進するため、高品質堆肥を生産する堆肥センターについては、経年劣化の著しい発酵棟の被覆を改修し、適切な維持管理と生産性の向上に努めます。

緑肥作物の導入、廃プラスチックの処理、堆肥施用を支援する「持続的農業経営推進事業」や、肉牛の繁殖基盤の強化を図るため高能力繁殖牛の導入などを支援する「肉牛経営安定対策事業」を継続してまいります。

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動の支援や、用排水路の適切な維持管理を継続するとともに、近年、醸造用ブドウの生産面積が増加しており、民間ワイナリー施設の運営や新たな整備に向けた取組を支援してまいります。

来年度 50 回目となる「りんごまつり」については、ゲームキャラクターをりんご大使に任命し、果樹園等を巡るスタンプラリー形式に加え、昨年から「物産市」を実施したところですが、さらなる知名度アップと経済波及効果を図る実行委員会の取組を支援してまいります。

有害鳥獣対策については、農業被害や車両事故の発生に加え、各地で、ヒグマの被害等が深刻になっていることから、電気柵整備の補助をはじめ、関係機関・団体と連携し、実効性ある対策を推進してまいります。

町営牧場については、再編後の利活用の方法を模索、協議しているところですが、方向づけができるよう検討を継続してまいります。

林業の振興については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林環境譲与税を活用し、育苗を含め植栽、保育、間伐等の森林整備を計画的に推進するとともに、林道の維持管理を継続してまいります。

廃止鉱山の鉱害対策については、北海道や関係団体と連携して、坑廃水の適正処理等を継続してまいります。

商工業を取り巻く環境は、近年、世界情勢の不安定化による物価の高騰、人手や後継者不足等、厳しい状況が継続しております。

このため、事業者の経営安定や、事業継承など総合的な改善発達を図るための組織である商工会への補助を継続し、地域経済の活性化に向けた主体的な取組を支援してまいります。

令和4年3月に制定した「壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づく「住宅等リフォーム支援事業補助」や、コロナ禍での融資の返済に係る「利子補給」等、事業者支援を継続してまいります。

また、起業化や新商品開発調査研究・販路開拓支援を継続するとともに、商工会が主体となって実施する「仮想商店街や観光事業者をめぐるデジタルスタンプラリー」による販売促進、地域活性化事業を支援する考えです。

観光業の振興については、観光協会や「雪合戦」への支援の継続に加え、企業立地促進条例などに基づき、立地企業の経営を支援するとともに、国や道の施策を活用し、物価高騰の対策等に取り組んでまいります。

本町の観光、農産品の情報発信拠点である「道の駅」については、国の交付金の採

択を受け、館内と駐車場の拡充に取り組んでおりますが、新年度は、バックヤード整備に加え、観光と防災機能のさらなる強化を図るため、用地の取得と防災備蓄倉庫等整備に向けた調査設計を行う考えです。

昭和新山や洞爺湖、キャンプ場、スキー場やジオパークを生かし、広域連携による、教育旅行や団体旅行とともに、アウトドアスポーツやアドベンチャートラベル、ジオツアーによる誘客に努めてまいります。

次に、「笑顔あふれる暮らしのまち」について申し上げます。

子供からお年寄りまで、生涯を通して学習を継続し、安心して暮らせるまちづくりは、若者世代の移住や定住を促進するためにも重要です。

子供たちは「地域の宝」です。

子育て支援については、令和2年3月に制定した「子ども・子育て支援条例」に基づき、令和3年から町独自の施策として実施している高校生までの医療費の無料化と、小・中・高校入学時に5万円、本年度から増額した出生時50万円を支給する子育て応援祝金を継続してまいります。

令和5年度から実施してきた小中学生の給食費の半額補助については、国の施策により、新年度から無償とするとともに、保育料と保育所給食費の完全無償化を継続するほか、新年度から実施する「誰でも通園制度」の町民利用については無料とする考えです。

保護者の信頼と期待に応える保育所運営を推進するとともに、空調の整備や備品の更新を行います。「こども家庭センター」を設置し、妊産婦や子育て家庭への包括的で継続的な支援を実施してまいります。

壮警中学校の立地環境を生かした小中一貫教育や、タブレット端末の更新等に加え、壮警高校への町内進学者へ「入学祝金」の創設など、教育委員会と共に「子育てと教育のまち—そうべつ—」を推進してまいります。

昨年来訪された友好都市ケミヤルヴィ市長との意見交換を踏まえ、新年度に実施する中学生フィンランド国派遣事業に併せて、団体の代表等を派遣し、将来につながる新たな交流の基盤づくりを進めてまいります。

次に、「健康と生きがいのあるまち」について申し上げます。

心身ともに健康で安心して、豊かな生活を送るためには、健康づくりと医療、介護、福祉、保健が連携した体制の構築が重要です。

町内には、病院が1か所、歯科診療所が1か所あり、そうべつ温泉病院の移転に伴い、一昨年12月から久保内診療所を開設したところですが、今後も法人等の協力を得て、地域医療の確保に努めていく所存です。

社会福祉協議会や法人等と連携し、相談業務、各種サービスや「生活支援ハウス運営」、「介護予防通所・家事援助」などとともに、高齢者世帯等の生活支援として「福祉灯油」を継続してまいります。

健康寿命を延伸するため、介護予防事業として新たに「まる元運動教室」の通年実施や、各種健診検診、相談支援体制の充実を図るとともに、介護保険事業や国民健康保険、後期高齢者医療の安定的な運営に努めます。

また、社会福祉法人や町内の作業所と連携し、障害のある方が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

西いぶり広域連合が運営する新中間処理施設は、昨年度、供用を開始したところですが、旧施設の除却に伴う負担や、伊達火葬場の利用料の一部負担を継続してまいります。

地域交通対策については、胆振線代替バス等、バス路線の運行維持や、コミュニティタクシーの運行維持の補助を継続してまいります。

令和5年2月のゼロカーボンシティ宣言や「地球温暖化対策実行計画」等に基づき、公共施設のLED化や、地域振興に資するGX（グリーントランスフォーメーション）の推進について検討してまいります。

次に、「希望に満ちた安全なまち」について申し上げます。

平成12年の有珠山噴火から26年が経過しようとしております。近年、全国的に自然災害が頻発化、激甚化しており、災害に強い、安全で安心して暮らせるまちづくりが重要です。

噴火の再来に備え、防災啓発と訓練などの継続実施や、活動火山対策特別措置法に基づく避難促進施設の指定を進め、当該施設の避難確保計画策定を支援するとともに、警戒行動を事前に定めておく「長流川水害タイムライン」を、北海道の協力と専門家の助言を得て策定してまいります。

住民避難に備え、公共施設の適切な維持管理に努めるとともに、避難所備品の計画的な購入や、自主防災組織の組織化に加え、広域避難に向けた近隣自治体や宿泊先との連携などに向け、検討を継続してまいります。

平成12年有珠山噴火後、平成13年度に事業化された国道453号蟠溪道路5.4キロメートルがこのほど全線事業完了しました。北海道開発局や事業者の尽力に心から敬意を表し感謝を申し上げます。

大規模災害時の住民避難、救援ルートとしての活用はもとより、観光ルートとして大きな役割を果たすものと期待しているところであり、今後も道路、河川整備について、国、北海道に要望を行ってまいります。

町道については、山手線整備に係る調査設計を行うとともに、継続して下立香橋の補修や、草刈り、除雪など適切な維持管理に努めてまいります。

また、生活や経済活動に欠かせない簡易水道と集落排水事業等の安定的な運営と、公営企業会計制度の適切な運用に努めてまいります。

次に、各地域の活性化対策について申し上げます。

有珠山との共生が宿命である本町にとって、各地域の歴史と特性を生かした地区整

備の推進は重要です。

滝之町・立香地区については、町の中心地として買物がしやすい環境や空き家・空き地の活用の検討を継続するとともに、国の交付金の採択を受け、取り組んでいる「道の駅」の機能強化に加え、新年度から建部改良住宅の移転建て替え整備（8年度は2棟8戸）を計画的に進めてまいります。

久保内・弁景・幸内・蟠溪地区については、久保内小学校をはじめ公共施設等の活用や定住策などを検討するとともに、温泉資源の適切な管理や施設園芸野菜団地の将来の方向性を検討してまいります。

また、国道453号（蟠溪道路）の整備完了に伴う町有住宅の除却や、町道関内蟠溪線の地滑り対策を継続してまいります。

東湖畔・仲洞爺地区については、道道洞爺公園洞爺線の整備に向けた要望活動を継続するとともに、地域の特性を生かした産業の振興と地域づくりを推進している事業者、団体の取組を支援してまいります。

昭和新山地区については、令和6年度、関係者の理解を得て、危険家屋化した空き店舗を除却しましたが、地域の魅力化と噴火災害に強い地域づくりに向けた構想を、関係機関と調整を図りながら策定してまいります。

洞爺湖温泉・壮瞥温泉地区については、道道の整備促進に向けた要望活動を継続するとともに、町道山手線の交通量が増加している区間の整備に向けた調査設計や、立地企業へ必要な支援を継続してまいります。

また、洞爺湖園地と湖面の安全で適正な管理、利用を図ってまいります。

次に、「未来へつなぐ明るいまち」について申し上げます。

「移住定住・住宅施策の推進」については、慢性的な住宅不足を改善するため、令和3年7月から拡充した「民間賃貸住宅整備助成」については、民間事業者において、施策の活用に向けた整備計画が定まった段階で、予算計上することとしております。

平成26年度に創設し、令和4年4月から拡充した「持ち家住宅取得奨励金」については、その活用実績は、令和4年度12件、5年度9件、6年度8件となっており、本年度は5件を見込んでおります。

新年度は、前年度当初予算と同様の4件分を計上しておりますが、人口減、住宅不足といった課題を解決し、子育て世代の住宅取得と町内居住を促進し、将来への投資を促す施策として継続してまいります。

「交流人口・関係人口の拡大」については、地域おこし協力隊や地域活性化起業人等が、それぞれが有する豊富な知識と経験を生かし、様々な分野で力を発揮され、退任後も多くの方が町内で活躍されています。

新年度は、情報発信や空き家対策に加え、新たに定めた「地域おこし協力隊の町内事業者への派遣」を含め8人を募集し、農林業やスポーツ等の分野でも採用を進め、課題解決と地域活性化に向け取り組んでまいります。

また、壮瞥町に心を寄せる方が集う「関東そうべつ会」やイベントで訪れる方などとの出会いと縁を、継続的なつながりにしていくため、望ましい施策を検討してまいります。

次に、「住民参画・協働のまちづくり」については、まちづくり総合計画や諸計画の推進には、まちづくり懇談会や有識者による委員会にて意見を拝聴しておりますが、新年度においても懇談会等の開催と自治会活動への支援を継続してまいります。

町政情報を分かりやすく伝え、発信するため、広報やホームページでの発信を充実するとともに、国の方針に基づき、自治体業務処理の共通基盤への移行などに継続して取り組んでまいります。

「基金減のない財政運営」については、これまでの収支改善に向けた取組を継続し、安定的な財政運営に努め、既存事業の継続と、まちづくり総合計画に基づき、計画的に施策を推進してまいります。

次に、「親切で信頼される役場」について申し上げます。

地方公務員には、住民福祉の向上と、町を持続・発展させるという崇高で普遍的な使命があります。小規模自治体の特性を生かし、地域の課題を把握し、解決していくため「町民の皆さまとの対話を深める」よう継続して努めてまいります。

行政のプロとして政策立案や事務処理能力を高めるため、研修への参加機会を確保するとともに、デジタル技術やAIを活用し、より本質的な業務に力を注ぐ環境づくりと業務処理の効率化に努めてまいります。

こうした取組を推進し、町民の皆様にとって身近な存在で「期待と負託に応え、親切で信頼される役場」づくりを継続してまいります。

行政事務を効率的に進めるため、消防や火葬場、ごみ処理、共同電算などの広域連携による事務処理を継続して推進してまいります。

結びになりますけれども、以上、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策について、まちづくり総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

本町は、本年、147年目の歴史を刻みます。

先人は、不屈の精神とたゆまぬ努力で、これまで4度の有珠山噴火や、幾多の困難を乗り越え、現在の豊かな郷土、壮瞥町を築いてこられました。

胆振管内で一番、人口規模、財政規模が小さな自治体ですが、すばらしい自然環境、世界に誇れる景観、温泉、豊富に産出される農産物といった地域資源があります。

人口減、少子高齢化や物価の高騰などに直面しておりますが、先人の労苦に思いをはせ、地域資源を最大限生かし、新たなフロンティア精神で課題解決に、果敢にチャレンジすれば、必ず改善していきます。

「夢」と「希望」を持って、活力に満ちた壮瞥町を子供たち世代に着実に継承していくために、まちづくり総合計画の目標である「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け、全力を尽くす決意であります。

議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、町政執行方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（森 太郎君） 教育長。

○教育長（柴田曆章君） 令和8年第1回壮警町議会定例会の開会に当たり、新年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方をご説明申し上げます。

初めに、我が国は、将来の予測が困難な時代を迎えており、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA（ブーカ）」の次代と言われることもあり、従来知識や経験では解を見いだすことが難しい時代となっています。

持続可能な社会のつくり手を育成するためには、主体的に学ぶだけでなく、立場や考え方の違う人々を理解し、相手を尊重しながら、協働的に課題を解決する力の育成も欠かせません。

この予測が困難な時代を担っていくのは、無限の可能性を秘めた子供たちです。子供たちが、それぞれの夢を持ち、その実現に向けて挑戦できる力を育てていくことが重要です。

教育委員会といたしましては、壮警町教育大綱を踏まえ、「変化する社会をたくましく生きる力の育成」と「生きがいを創り出す生涯学習の推進」を基本方針として、全ての教育関係者、地域の皆様と連携しながら、小さな町だからこそできる「時代に即した、きめ細かい教育行政」を推進してまいります。

以下、その施策について概要を申し上げます。

学校教育について。

全ての子供に、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるように、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を充実させるとともに、変化する社会をたくましく生きる力の育成を図ります。

1 全ての子供たちの可能性を引き出す教育の推進。

子供の学びの質を高める環境整備。

次代を担う子供たちには、情報活用能力をはじめ、言語能力や数学的思考力など、これからの時代を生きていく上で基礎となる資質・能力を確実に育成していく必要があります。そのためにもICT等を活用した「個別最適化された学び」の実現が求められています。授業改善とICT活用を一体的に実現する学びを進めるため、タブレット端末の更新を図るなど子供の学びの質を高める環境整備を図ります。

支援が必要な生徒への指導。

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに合った適切な支援を行うために、関係機関との連携や教育支援員の配置など、必要な措置を継続して講じてまいります。

地域とともにある学校づくり。

コミュニティ・スクールは、「社会に開かれた教育課程」の実現はもとより、不登校対策、地域防災の推進など、学校や地域を取り巻く課題解決のプラットフォームとなり得るものであり、学校運営に欠かすことのできない仕組みとなっています。小中高が連携・協働した取組を進められるよう、引き続き小学校に地域学校協働活動推進コーディネーターを配置して調整を図るとともに、地域全体で子供たちの成長を支える体制づくりを継続して進めてまいります。

豊かな心の育成。

いじめ見逃しゼロと組織的な早期対応の充実。

いじめ問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を社会全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。また、いじめ問題に適切に対処するためには、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることも大切です。

「壮瞥町いじめ防止基本方針」に基づき、各学校のいじめ対策組織を実効的に機能させるとともに、いじめを生まない環境づくりと児童生徒にいじめをしない態度や能力を身につける課題未然防止教育や課題早期発見対応を支援します。誰一人取り残さない教育。

不登校児童生徒への支援は、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意し、学校教育の意義・役割を踏まえ、既存の学校教育になじめない児童生徒について、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消等に努めるなど、不登校児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう、校内教育支援センターの設置やスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家や専門機関との連携による支援体制を継続して強化してまいります。

学校安全及び環境整備。

学校の安全教育及び安全管理。

各学校の安全計画・危機管理マニュアルの年度ごとの見直しを徹底するとともに、「1日防災学校」等の取組の充実が図られるよう支援し、地域（有珠山等）の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練等を支援します。

学校の環境整備。

教員の児童生徒理解力向上は、円滑な学級経営と先生方の業務負担軽減につながります。児童・生徒の見取りができるアセスメントツールを導入し、客観的なデータに基づいた児童生徒の深い理解を進めます。その情報を教員間で共有・協働することで、複雑化する学校現場の課題解決を支援します。

新設した中学校にある学校図書館は、小学校と共同で使用することから、図書シス

テムを新たに導入し、小中学校が同時に使用できるようにするなど、学校の計画的・継続的な読書活動の推進を図ってまいります。

教職員の働き方改革。

「業務量管理・健康確保措置実施計画（壮瞥町働き方改革アクションプラン）」を策定し、校務支援システムやデジタル技術を活用して学校教育をよりよく変革する校務のDX化を進めるとともに、学校閉庁日の設定、勤務時間の見える化、校舎の機械警備を継続して進めてまいります。

また、教職員に対するストレスチェックを継続し、働きやすさと働きがいの両立に向けた取組を進めてまいります。

小中一貫教育の推進。

そうべつ型小中一貫教育の推進。

昨年7月に中学校校舎が完成し、8月から本格的に小中一貫教育がスタートしました。壮瞥町小中一貫教育推進委員会で策定した「壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針（第2次）」に基づき、小学校と中学校の連携をさらに進めてまいります。

そうべつ型ふるさと教育。

持続可能な地域づくりに向けた人材を育てるふるさと教育の推進に向け、総合的な学習の時間等において、小中9年間を通した「そうべつ型ふるさと学習」を計画的に進めます。児童生徒が「ふるさと壮瞥」に関する課題を自ら設定し、協力して調査・研究し、その成果を小学校は学習発表会、中学校は総合文化交流会や子ども議会等で、保護者や地域の皆様に向けて発表するなど、郷土愛を育む学習活動を推進します。

外国語及び国際理解教育。

JETプログラムを活用した外国語指導助手を保小中高に派遣し、発達段階に応じて、外国語に必要な資質・能力を児童生徒に確実に身につける取組を進めます。また、第28回フィンランド国派遣事業を実施します。さらに、ウェブ交流などの取組も進め、児童生徒の英語を活用した主体的なコミュニケーション能力の向上や異国文化の理解など、今後必要とされる国際感覚を高める国際理解教育の充実を図ってまいります。

地域との連携・協働による高校づくり。

学校魅力化の促進。

これからの時代を担う高校生が、自己の在り方や生き方を考えながら、国家・社会の形成に主体的に参画し活躍していくことができるよう、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばすとともに、社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を共通して身につけられるようにすることが重要です。これまで、農業クラブ活動や生徒が日々の実習等で育てた生産物や加工品をお客様に直接販売するなどの実践的・体験的な学習の場などへの支援を継続し、学校のさらなる魅力化に取り組んでまいります。

生徒募集。

胆振西学区の中卒者数は、令和8年から令和14年の7年間では、235人の減少（令和7年6月時点）が見込まれております。

新年度の出願者は、一般選抜の出願者11人、推薦選抜の出願者11人のうち町内は1人となっています。出願者は昨年度から8人の増となりました。これまで、町外への進学者への通学補助を行ってまいりましたが、町内進学者への「入学祝い金制度」の創設など、さらなる生徒の募集対策等について取組を検討してまいります。

進路状況。

令和8年3月の卒業生10人は、生きる根源である「食と農」を学び、勤労観・職業観を育成する教育課程を経て、令和8年1月末現在、9人が進路を内定しました。大学に1人、専門学校に1人が進学し、就職希望者は、日本郵便株式会社北海道支社、陸上自衛隊など、7人が内定しています。

以上、学校教育について述べました。

生涯学習の推進について。

「第9次社会教育中期計画」に基づき、町民一人一人が自ら進んで学習でき、生涯を通じて健康で文化的な生活を送ることができる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

家庭教育支援。

家庭教育支援を推進するため、壮警町PTA連合会などと連携し、家庭の教育力の向上に向けた学習機会の充実に取り組めます。さらに、子育て世帯の経済的負担を抜本的に軽減するため、現在半額補助としている小中学生の給食費を国の施策等により無償化にするなど、家庭が安心して子供を育む環境を整備します。

社会教育の推進。

青少年教育。

昨年は、ケミヤルヴィ市から8年ぶりに訪問団が来町し、学校訪問、ホームステイや餅つき体験などを通して町民の皆様との交流を深めました。本年は、第28回目の中学生フィンランド国派遣海外研修事業を実施します。また、「子ども郷土史講座」「児童生徒芸術鑑賞会」「地域子ども会、子ども会育成連絡協議会への支援」など、子供たちの成長に欠かせない良質な体験活動を実施し、豊かな心を育ててまいります。

成人教育。

自らを高める取組とニーズに対応した学習機会の提供や地域づくりを進める成人教育を推進するため、「夜空を見る集い」「マイプラン講座」など、学習ニーズに対応した学習機会の提供を図ります。また、地域住民や各種団体と連携して、子育て、福祉、教育、防災などの地域課題について、自ら解決していく資質・能力を高めるとともに、住民の主体的な社会参加を促し、課題解決型の学習機会などの提供を推進します。

高齢者教育。

「山美湖大学の開設」など、健康づくりや軽スポーツ、社会見学や趣味教養の講座など、心豊かで生きがいを感じ、充実した生活を送るための学習機会の提供や豊富な経験や知識を地域に還元し、次世代と共に元気で活躍できる学習機会の提供を支援します。

芸術文化・文化財。

郷土の祭りや伝統芸能を題材にした学習活動を取り入れ、子供たちが地域への愛着や誇りを深められるよう、また、町民の自主的な文化活動を支援し、誰もが気軽に芸術に触れ、生涯にわたって学び、創造する機会を確保するため、壮瞥町文化協会や地域交流センター運営ボランティア実行委員会など、関係団体と協力して各種事業の充実を図ります。加えて、天然記念物、無形文化財などの保存継承を支援してまいります。

生涯学習の環境整備。

社会教育施設につきましては、「壮瞥町公共施設等総合管理計画」に基づいて、誰もが安心して利用することができるよう適切な維持管理に努めつつ、施設の長寿命化や最適配置などの検討を進めながら総合的かつ計画的な施設管理を図っていきます。

読書活動の推進と読書環境の整備。

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものです。「壮瞥町子ども読書推進計画（第4次計画）」を踏まえ、図書ボランティアの皆様や関係機関と連携して、様々な施策を実施してまいります。また、各ボランティアの皆様の活動や人材育成等について、引き続き支援してまいります。

家庭における読書活動の推進。

「ブックスタート事業」など、乳幼児期からの読書に親しむ機会づくりを継続します。また、乳幼児期から児童期の読書に対する興味・関心を高めるため、子供の年齢にかかわらず、保護者による読み聞かせを推奨するなど、読書習慣形成のための環境づくりを支援してまいります。

地域における読書活動の推進。

「図書フェスティバル」「春の子ども読書週間」や「夏休み子ども企画展示」の実施、「季節 新規・継続の装飾と特別展示」の実施など、地域における読書活動を推進します。

学校等における読書活動の推進。

「読み聞かせ」や「朝の読書」の実施、「学校ブックフェスティバル」の実施など、学校の計画的・継続的な読書活動の推進を支援します。

生涯スポーツの振興。

「第3期壮瞥町スポーツ推進計画～スポーツで築く、持続可能な地域と人づくり～」

に基づき、生涯にわたってスポーツに親しみ、活力ある生活を送れる元気な町を形成するとともに、地域の魅力である自然資源を生かしたスポーツ活動を展開し、持続可能な地域と人づくりを推進します。

スポーツで人づくり。

幼少期からのスポーツ機会の充実と体力向上、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、体育協会、スポーツ少年団活動の充実、総合型地域スポーツクラブによるスポーツ活動の充実に努め、生きがいと活力ある生活が送れるよう、スポーツ活動を推進します。

スポーツで集う。

スポーツ推進員を中心としたスポーツ活動の充実、町民が集うスポーツ活動及び近隣市町村との連携、スポーツ雪合戦などの特色ある地域スポーツ活動の普及支援など、多くのスポーツ交流を生み出す活動を支援してまいります。

スポーツでまちづくり。

ジオパークや自然等を活用したアウトドアスポーツ活動の推進、町内施設の有効活用、体育施設整備の検討など、地域資源を活用したスポーツ活動を推進し、スポーツを核とした地域活性化を推進します。「NPO法人地遊スポーツクラブ」や「一般社団法人そうべつアウトドアネットワーク」等の団体と連携して事業の多角的な展開を支援してまいります。

学校部活動の地域展開。

部活動の地域展開は、少子化や教員の働き方改革に対応し、子供たちの活動機会を将来にわたり確保・充実させることが主な目的です。また、子供が地域のスポーツクラブに所属することで、地域住民の交流が促進され、地域コミュニティーの活性化や地域スポーツ振興に大きく貢献します。

「部活動地域移行検討協議会」において検討を進め、令和8年度から本格的に休日の部活動を地域展開することや地域おこし協力隊の活用、胆振西部3町の教育機関、自治体、スポーツ団体等とも連携・協力して体制の整備に向けて取り組んでまいります。

結びになりますが、以上、令和8年度の教育行政に関する主要な方針と施策を申し上げます。教育委員会といたしましては、子供たちがふるさとへの誇りや愛着を持ち、自らの夢や希望に向かって挑戦できる人材へと成長していくことができるよう、学校、家庭、地域はもとより、関係機関等との連携を深めるなど、子供の学びを支える体制整備を図るとともに、町民の誰もが豊かに学び、学んだ成果を発揮できる生涯学習社会のより一層の充実・発展に向け全力で取り組んでまいります。

議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森 太郎君） これにて町政執行方針及び教育行政執行方針を終結いたします。

これより休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（森 太郎君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 質問事項ですけれども、令和8年度壮警町町政執行方針から、希望に満ちた安全なまちづくりのためにと題して、以下質問の要旨を申し上げます。

令和8年度壮警町壮警町政執行方針で示した政策展開の基本方針、3、希望に満ちた安全なまちづくりは壮警町地域防災計画と関連があり、以下質問いたします。令和7年度は大きな災害もなく、令和8年度を迎えることができましたが、壮警町には火山国特有の噴火活動があり、その対応は今後も町政推進の大きな課題であります。49年前の昭和52年8月の有珠山噴火活動を体験、知る人も少なくなり、災害時に対応する職員の体験者も皆無、さらに平成12年3月の噴火から早くも25年が過ぎ去りました。壮警町において昭和40年に壮警町地域防災計画を制定し、その後、平成8年、平成28年、令和5年に修正され、今日に至っております。ご承知のとおり、平成23年に発生した東日本大震災で多くの高齢者や障害のある方などが犠牲になったことから、平成25年度に災害対策基本法が改正されました。災害対策基本法において自治体、市町村に対し、災害が発生した際には自身の自分の力で安全な場所に避難することが困難な方の名簿、すなわち避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。この災害対策基本法の改正により、全国の自治体、市町村が地域防災計画を修正、壮警町も平成28年3月に修正の壮警町地域防災計画第4章、災害予防計画、第11節で災害行動要支援者の要配慮者に関する計画、また令和5年3月の修正でも第4章、災害予防計画、第11節、災害行動要支援者等の配慮者に関する計画でも安全対策として平常時から要配慮者の実態の把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めると定めております。このような経緯から、次の質問をいたします。

避難行動要支援者名簿の作成の現状について、地域防災計画で安全対策として平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の災害対策の整備に努めると定めておりますが、実際に取り組んでの課題や困難点、難しかったというような点があればお聞きしたいと思います。

2点目として、名簿作成から町内の現状を知りたいので、その現状について以下質問いたします。①、洞爺湖温泉、壮瞥温泉、昭和新山地区、②として東湖畔、仲洞爺地区、③、滝之町地区、④、立香地区、⑤、久保内、南久保内地区、⑥、弁景、幸内地区、⑦、蟠溪地区。今申し上げた①から⑦までの地域別に名簿作成時の対象世帯数、そのうちの単身世帯数、男女別の対象者、要支援、要介護認定を受けている男女別の対象者数、障害者の男女別対象者数、いろいろ申し上げますけれども、避難行動時に支援が必要な男女別人数。

③として、田鍋町政スタートをした令和元年の町政推進目標は3番目に火山との共生としてスタート、令和2年から令和8年度まで町政推進目標の3番目に希望に満ちた安全な町を掲げ、その中で有珠山が噴火したときの対応を中心に推進してきました。令和7年度も噴火再来に備えた取組を掲げております。その中で、旅行者等の円滑な避難を支援するため、避難促進施設の指定と避難確保計画策定を掲げておりますが、この取組の成果について伺います。

4点目、令和6年度から7年度まで継続して自主防災組織の組織化を取り上げ、取り進む方針が示されておりますが、組織化の現状、町は対象団体などにどのような指導、働きかけをしてきたか、自主防災組織の現状について伺います。

5点目、令和8年度の防災の取組の中で火山活動対策特別措置法に基づく避難促進施設の指定を進め、当該施設の避難確保計画策定を支援と掲げておりますが、現段階で考えられる促進方法やその骨子について伺います。

以上5点についてよろしく願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 5番、佐藤議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1点目の避難行動要支援者名簿についてですが、町では災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等について平成26年に名簿を作成し、住民福祉課と総務課が連携しながら北海道のマニュアルに基づいて定期的に更新を行っております。災害時において実効性のある避難支援につなげていくためには平常時から避難支援等関係者と連携して個別避難計画を作成する必要があることから、今後は避難支援等関係者への情報提供や名簿情報の提供について要支援者の同意を得られるよう取り組んでまいります。

2点目の避難行動要支援者の現状についてですが、本町においては65歳以上の高齢者、要支援、要介護認定を受けている者及び障害者手帳所持者のうち、世帯に支援者がおらず災害時に自力で避難することが困難、または避難行動に支援が必要な方を要支援者名簿に登載しており、令和8年1月末現在で町内全体で138世帯、男性69人、女性112人となっております。このうち、単身世帯は96世帯、要支援、要介護認定を受けている方は男性16人、女性46人、障害者は男性23人、女性13人となっております。

地区別の名簿登載者ですが、洞爺湖温泉、壮瞥温泉、昭和新山地区は13世帯15人、うち単身世帯が11世帯、要介護等が5人、障害者が3人、東湖畔、仲洞爺地区は9世帯14人、うち単身世帯が5世帯、要介護等が4人、障害者が2人、滝之町地区は79世帯99人、うち単身世帯が59世帯、要介護等が34人、障害者が18人、立香地区は2世帯3人、うち単身世帯が1世帯、要介護等がゼロ人、障害者が1人、久保内、南久保内地区は28世帯39人、うち単身世帯が17世帯、要介護等が15人、障害者が12人、弁景、幸内地区は4世帯6人、うち単身世帯が2世帯、要介護等が2人、障害者がゼロ人、蟠溪地区は3世帯5人、うち単身世帯が1世帯、要介護等が2人、障害者がゼロ人となっております。

3点目の避難促進施設の指定と避難確保計画についてですが、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき市町村地域防災計画には避難促進施設の名称と所在地の記載を、同法第8条では当該施設は避難確保計画を作成することとなっております。当町においては、これまでの取組としましては対象施設の整理を行い、現在町内2施設で計画策定を進めているところです。今後は地域防災計画の改定時に反映させるとともに、他の施設についても順次制度の説明を行うなど手続を進めていく考えです。

4点目の自主防災組織の組織化の現状についてですが、現在町内の自治会における自主防災組織は3団体となっております。町では、これまで自治会長会議や町政懇談会において自主防災組織の趣旨、必要性などについて説明しているところですが、引き続き組織化に向け、周知啓発に努めてまいる考えです。

5点目の避難確保計画の推進についてですが、災害時に迅速かつ円滑な避難を行うためには計画の作成だけでなく定期的な見直しと訓練が重要と考えております。現在2施設において先行して作成が進められておりますが、他の施設についても制度の説明や助言など必要な支援を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 答弁ありがとうございます。理解を深める上で質問を続けたいと思います。

2点目で名簿作成で町内の地区別の状態が理解できました。そこで、改めて私は平成26年から町がこのような取組をしている、もう12年前ですよ、12年前からこのような取組をしているということは承知しておりませんでした。そこで、特に災害があったとき避難される地域という全員に近い方が避難される地域は壮瞥町の洞爺湖温泉、壮瞥温泉、昭和新山地区が考えられますけれども、26年度に作成した名簿と、先ほど8年の1月現在の数で報告ありましたけれども、その8年と比較してどのような変化があったか、特に避難される地域、そこ1点をまず伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

平成 26 年の時点の洞爺湖温泉、壮瞥温泉、昭和新山地区の登載者についてというご質問でございますが、名簿登載者につきましては 20 世帯 25 人、うち単身世帯が 15 世帯で、要介護者等及び障害者につきましてはそれぞれゼロ人でございます。この 11 年ほどでこの地域におきましては 7 世帯 10 人の方々が減少いたしました。要介護等の方々が 5 人、障害者の方々が 3 人増加している状況でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 12 年前の数と今の現状をお聞きして、やはりこのように増えているなということ分かりました。そこで、この作成に当たっては対象者以外で町長が必要と認めた者を支援者名簿に追加することができるというような項目が書かれておりました。現状把握の中で特に町長のほうからこの点を加味したら、加えたいいのでないかというような指示があったかどうか、これについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

この時点で地域防災計画の中では、ただいま議員がおっしゃっている町長が必要と認めた者という部分だと思いますが、名簿に登載した者はございません。ただ、今後要支援とか要介護、障害者等以外の方々が必要のある方については調査、協議をしながら盛り込んでいかなければならないと考えてございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） やはりきちっとした住民の皆さんの現状を把握した上で、本当に役に立つような名簿作成をぜひ取り組んでいただきたいという要望を添えたいと思います。

そこで、今私が話して聞いている皆さん、支援者名簿の中身はどうなのだ、どんなことが書かれているのかということ承知していない方が大多数でないかと思うのです。そこで、この避難行動要支援者名簿の記載内容、当然名前は書かれると思いますけれども、記載内容、どのような項目でこの名簿が作成されているのか具体的にお答え願いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

項目だと思いますが、項目につきましては氏名、生年月日、性別、住所または居所、あと電話番号、そのほかの連絡先、あと最後避難支援等を必要とする事由についての記載ということになっております。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 分かりました。今言われたような内容で個々人の皆さんの要支援を要する方の名簿が作成されているということを町民の皆さんにも知ってもら

いたくて質問したのですけれども、このような名簿を作ったで終わるのでなくて、ほかの町村で見られない壮警町の特徴として作った名簿を公開するといえますか、関係団体に明示することができるというような表現がされておりました。そこで、町で作成した名簿は、災害基本法で災害発生に備え、避難支援者等の実施に必要な限度で地域防災計画の定めるところによって消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会に名簿を提供することができるというようなことが書かれておりましたけれども、このような警察だとか消防は、これは本当の公的な機関ですから、私は分かるのですけれども、民生委員だとか社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、この皆さんたちが町がこのような名簿を作っているのだということを承知しているかどうか、私は承知していないのではないかな。それで、これから、有珠山が噴火して25年ですか、もう二十五、六年たちますので、やはり町もいろんな防災訓練の中で有珠山を想定していると思います。そういう中で、この情報を受ける民生委員だとか社会福祉協議会、自治会などはこの名簿があることすら知らないと思うのです。そういう面でこのような団体に対して今後どのような取組を伝えていくか、もしも考えていることがあれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

各団体様におきましては、社会福祉協議会、民生委員の方々についてはそもそも情報等をいただいている関係がありますので、認識はされていると思いますが、ほかの自主防災組織や自治会様におきましては各団体の会議等の場で説明の機会を設けるなど、そういうことをご説明のほうを取り組んでいきたいというふうを考えてございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） せっかく苦勞して作った名簿ですので、これは個人情報も含まれているので、その点は十分配慮しながら対処していただきたいな。実は私建部の自治会に属しているのですけれども、建部自治会では自治会独自で、緊急時に息子さんだとか子供さんだとか親戚に知らせてという要望があったら、そういう資料を作っております。現在50世帯ですけれども、21世帯が何かあったとき知らせてほしいと、本人が了解して、自治会長と総務部長がその資料を持っております。そういう面で、やはりどの自治会も高齢化して、いつ、どういうことが起きるか分からない事態が今後発生する機会が噴火だけでなくであると思いますので、そういう点にも注意しながら、注目しながら私は取り組んでいくことが必要でないかな、そのような気がしてなりません。

そこで、3点目として避難促進施設の指定と避難確保計画についてということで述べられておりましたけれども、さきに噴火災害に備えた取組で旅行者等の円滑な避難を促進するため、避難促進施設の指定と避難確保計画について答弁がありましたけれ

ども、対象施設、現在何か町内の2施設をこの計画で今進めているというような答弁がありましたけれども、これについてもう少し、どのような形でこの2施設で取り組むようになったのか、その経緯などについて、またこの取組を8年度もするというように書いてありましたけれども、8年度で完了するのかどうか、大変難しい課題だと思いますけれども、現在考えられているこの内容、これについて理解したいので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

現在までの取組の状況でございますが、今後どのように進めていくのかについてありますが、これまでの検討では対象となる地域、施設と作業の手順を作成しているところでございます。具体的には、町内の避難優先度、地区、山頂噴火の火砕流と噴石が到達する範囲にある宿泊施設、ロープウエーとか飲食、土産店など18施設を対象とすることを方針としているところでございます。現在、さきの答弁のとおりですが、2つの施設で先行して作成を進めておまして、対象となる施設については今後順次制度の趣旨を理解していただき計画を策定していただくこととなりますが、町といたしましても先行例や国のひな形を基本として、実効性のある計画となるよう支援をして取り組んでいく考えでございます。なお、対象施設が非常に多いことから、作業完了の具体的な時期は明言できませんが、可能な限り作業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） これを進めるのに大変ご苦労があると思いますけれども、答弁の中で現在の段階では町内の2施設ということで、その施設名はどこを対象にして今進めているのか、その施設名、これは個人情報でも何でもないと思うのです。町がこの施設を対象にして今考えていますよということを知りたいので、お知らせ願えればと思うのですけれども。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 2施設につきましては、ちょっとお控えしたいのですが、ご質問でありますので、お答えしたいと思います。

施設につきましては、鶴雅リゾート様と有珠山ロープウェイ様のほうをお願いして今進めている状況でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。今後いざ噴火が起きたときに、平常時であれば観光地としての昭和新山地区もこのようなロープウエーだけでなくほかの施設もこの対象にして取り組むことが私は必要でないかな、そんな気がしてなりませんのでぜひ、時間はかかるとは思いますが、取り組んでいただきたいな。

そこで、今度は自主防災組織について伺いたいと思います。先ほどの答弁では自主

防災組織は現在3団体となっていると、多分これは各自治会を対象にしていると思うのですけれども、町内には32の自治会がありますよね、そのうちの3という10分の1、10%程度の取組になるのですけれども、これもどこの自治会が取り組んでいるのか、仲洞爺地区については前から、これは皆さんも承知されておりますけれども、その後3団体になったということはどこが増えたのか、これについてももしも答えられるのであれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

3自治会につきましては、ただいま議員がおっしゃった仲洞爺自治会様と建部自治会様、あと橋口自治会様の合計3団体でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 隣の洞爺湖町は大変自治会の数も多いようですけれども、そこではもう50%以上が結成されているような資料をちょっと目にしたことあるのですけれども、組織化に向けての働きかけ、町の働きかけです。先ほどお聞きしましたら、町ではこれまで自治会長会議や町政懇談会において自主防災組織の趣旨、必要性について説明しているというような答弁がありましたけれども、町政懇談会、また自治会長会議に出席した方はご承知だと思いますけれども、町が主催した自治会長会議に出席しているのは32団体のうちどの程度出席しているのか。そんな多くの数ではありません。また、町政懇談会っていいですか、まちづくり懇談会も町内で9月から10月にかけて5会場で開催されておりますけれども、私は久保内を除く4つの懇談会に顔を出して、皆さんがどのような考えを持っているかということを知りたくて出たのですけれども、そんなに多い数ではありません。特に私たちが住んでいるこの役場所在地のある滝之町地区、これは本当に恥ずかしいくらいに人数しか集まらないのです。いつも参加してくださる方1名だとか、また議会議員4名から5名程度、あと、一般という言葉を使うと悪いのですけれども、ここの地域に住んでいる皆さんというと二、三名です。そういう中で説明しただけでは私はやはり浸透しないのではないかと、もう少し方法を考えていくことが必要でないかと思うのですけれども、何かいい改善策を考えているのであれば伺いたい。いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問ですが、ただいま地域に説明、町政懇談会とかのほうでご説明はしておりますが、基本自主防災組織の手引等を使いながら防災研修、ほかの各自治会さんのほうであるような例えば会合とかでもありましたら、そちらのほうでまたご説明とか、そういう形で進んでいければいいのかなというふうに今考えてございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 地域に飛び込んで、例えば今日は何々自治会で総会やるとい

うような情報をきちとつかんで、そこに担当者が出かけて行って、より多くの皆さんに説明だとか、そういうことをすることが私は今後求められるのでないか。

そこで、皆さんもご承知のように、自主防災組織育成に関する計画というのが 238 ページに及ぶ壮警町地域防災計画の 64 ページに書かれておりますけれども、それを見ると果たして小さな自治会でこんなことできるのかな。ちょっと読んでみます。自主防災組織の編成及び活動班なんていう難しい言葉使って、庶務班、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班など、そういうどこかの大きな地域で取り組むようなものを掲げて、そして壮警町のように一番大きいといっても建部改良だとか南久保内が大きくて 100 世帯以下です。また、この近辺でいうと十数個の自治会等あるものですから、このような何かどこかにつくったようなものを掲げて説明されても私は難しいのでないかという気がしてなりません。そういう面で、この自主防災組織の在り方について地域に合ったものをぜひ項目などきちとまとめて、最低でもこれだけは地域で取り組んでほしいというようなものを私は示すべきでないかと思うのですけれども、このようなことをどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいま議員がおっしゃったように、壮警町におきましては小規模な自治体さんが多いところでございます。基本的には地域防災計画や先ほど申し上げた消防庁から示されております自主防災組織の手引等がベースとなって、そちらを基に自主防災組織をつくっていくような形になりますが、本町にあります 3 自治会につきましては防災研修とか防災訓練などをやっているということで自主防災組織として数に入れてございますので、そういうことができるというところ、自治会様ができるところから実施していただくような説明、ただいま議員がおっしゃったように何々班とかというのはできたらつくるということで、先にできるような研修とか訓練とかをまず進めていった上でそれぞれつくっていければなというふうに考えてございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 私は、こういうものは地域に合ったもの、そして地域に受け入れられるような組織でなければならないと思います。それが何か例としていろいろな班を掲げたら、地域の実態として私たちのところ 50 世帯ありますけれども、私のような高齢者がすごく年々増えているのです。また、体が悪くて歩くのも不自由な方、そして建部自治会には 100 歳の方が単身で生活している方もいらっしゃいます。また、年々そういう自治会活動に無関心層が増えているというのが私は町内全体に言えるのでないかと思います。そういう面で町も地域の皆さんが取り組みやすいような内容で指導していただければ、今 3 団体と言われておりますけれども、それがもっと増えるのでないかな。やはり地域の実態を踏まえた取組をぜひ指導していただいて、組織化に取り組むきっかけをつくっていただきたいなということを申し上げたいと思い

ます。

そこで、もう時間が来ますので、終わりにしたいと思いますけれども、町長は今までの質疑をお聞きになって、総体的でよろしいですけれども、どのような感想を持ったか伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） では、総括的に今の質疑を通しての話をさせていただきたいと思っておりますけれども、有珠山噴火など自然災害から住民の皆さんの生命と財産を守ることは本町にとって重要であり、この認識の下に本町は活火山と共に歩む町として火山と共生する町、これは市街地の街という字ですけれども、街づくり、人づくりを基本に防災対策を推進しているところであります。具体的には、第1として中長期的視点に立った土地利用と避難道路等の整備、社会資本の計画的な整備促進、災害に強いインフラ整備と各関係機関に要望をしていくということ、第2に避難所環境や情報伝達体制の充実など地域基盤の強化、実効性のある避難体制の確立により逃げ遅れをゼロにしていくと、こうしたこと、今日の質疑の中ではそうしたことにポイントが絞られていたのかなと。それと、第3には学校ですとか社会教育を含め、有珠山を知る取組、防災教育、啓発活動の実践による人づくりを中心にしていくことが重要であると思っております。だから、総合的な政策をやっぱり推進していくと、全ては防災まちづくりに結びついていくものと、このように思っているところであります。

ご指摘の自主防災組織ですとか活火山法に基づく特措法に基づく視点については順次進めているところでもあり、本日いただいた意見を参考にしながら実効性のある取組をしていきたいと、このように思っておりますし、第5次まちづくり総合計画に基づきこれまでも取り組んできたところですが、これまでの噴火の教訓を次世代へ継承し、災害に強く安心して暮らせる壮瞥町の実現に向け、議員の皆さんのご協力もいただきながら推進していきたいと思っておりますので、思っていることを答弁としまして総括的な答弁とさせていただきたいと思っております。ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 私のほうから町政に対する一般質問をさせていただきます。

質問事項、小中学生の学力低下とGIGAスクール構想の検証について、質問要旨、本町においても次世代を担う子どもたちの学力向上は教育行政の最重要課題の一つです。将来の進学や就職の基盤となるのみならず地域社会を支える人材の育成に直結するものであり、住民の期待も大きいものと考えます。しかし、文部科学省が実施した2024年度の経年変化分析調査によれば小学校国語、算数、中学校国語、英語で平均スコアが大きく低下し、学力低下の傾向が顕著に確認されました。こうした全国的な傾向は、学習時間の減少やデジタル機器利用の増加、さらには家庭環境の格差とも関連していると指摘されています。加えて、全国で巨額の予算を投じて整備されたG

I G Aスクール構想による1人1台端末の導入が十分に学力向上に結びついていないばかりか、子どもたちにとって遊びの道具として消費され、学習習慣の減退を招いている可能性も否定できません。I C T環境の活用は不可欠である一方で、その効果と課題を冷静に検証しなければ教育政策の持続可能性を危うくするおそれがあります。そこで、以下の点について伺います。

1、本町の小中学生における全国学力テストや独自調査の結果において直近数年間でどのような変化が見られるか、特に主要科目、国語、算数、数学、英語の平均スコア推移を示されたい。

2、端末配備そのものが目的化し、学力向上につながる具体的戦略や効果検証が欠けていたのではないかと。本町ではどのように検証しているのか。

3、I C Tを活用する一方で紙の教科書や基礎的な反復学習の重要性をどのように位置づけ、具体的にどのような指導方針を示しているか、よろしくお願いたします。

○議長（森 太郎君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、教育長。

○教育長（柴田曆章君） 6番、湯浅議員のご質問にご答弁申し上げます。

次代を担う子どもたちには、情報活用能力をはじめ言語能力や数学的思考力など、これからの時代を生きていく上で基礎となる資質、能力を確実に育成していく必要があります。そのため、I C Tを基盤とした個別最適な学びと協働的な学びの質を向上させることを学力向上の柱としております。

1点目の本町の小中学生における全国学力・学習状況調査における結果ですが、本調査は義務教育の機会均等とその水準の維持、向上の観点から全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として毎年4月に小学校6年生と中学校3年生を調査対象として実施しています。小学校の平均正答率の推移は、国語、算数ともに令和5年度、6年度と全国平均を大きく上回っておりましたが、令和7年度は算数は同程度、国語で約7ポイント全国平均を下回る結果となりました。中学校では、年度による変動が大きく、令和5年度と令和7年度において国語、数学ともに全国平均を大きく上回る成果を収めています。英語については、3年に1度の実施で令和8年度実施予定となっております。直近の令和5年度の結果は、全国平均を約10ポイント上回る良好な結果でありました。

2点目のG I G Aスクール構想による端末配備そのものが目的化し、学力向上につ

ながら具体的な戦略や効果検証が欠けていたのではないかと、その検証方法についてはですが、端末は鉛筆やノートと同様に学習を支える文房具としての手段であると位置づけられます。1点目でお答えした全国学力・学習状況調査等において児童生徒の学力や学習状況を把握、分析するとともに、各学校の校内研修においてICTを用いた授業公開や研究、協議を重ね、どの場面でデジタルが最も有効に機能したかを教員間で具体的に検証し、指導技術の向上を図っております。

3点目のICTを活用する一方で紙の教科書や基礎的な反復学習の重要性をどのように位置づけ、具体的にどのような指導方針を示しているかについてですが、情報を整理、共有する場面ではデジタルを活用し、自らの考えを深く練り上げ、整理、定着させる場面ではノートへの記述を重視するなど、学習の狙いに応じた適切な指導を行っております。

最後になりますが、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末はこれからの学びを支える基盤であり、大切なのは端末を使うこと自体ではなく、それによって何ができるようになるかです。ICTの強みを生かしつつ、これまでの教育実践で蓄積された書くことや話し合うことなどのよさを融合させ、確かな学力の育成を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。そこで、早速ですが、再質問をさせていただきます。

小学校では令和7年度の国語が全国平均を約7ポイント下がったとの答弁でございました。教育委員会としてこの結果を学力低下の兆候と認識しているのか、またそれとも一時的な変動と考えているのか、どのような根拠でそう判断しているのかを伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

全国学力・学習状況調査の状況でございますが、こちらは先ほどご答弁申し上げたとおり、その年によって浮き沈みと申しますか、推移があるという答弁をしたと思っておりますが、教育委員会といたしましてはそういった学年によって、あるいは年代によって差が生じないよう適切に指導するよう各学校には指導しているところでございます。どうしても6年生ですとか中学3年生、本町においては少人数ということもあり、そういった部分で浮き沈みが多いというところがありますが、そういったことについては各学校でも学力向上に向けた取組をしているところでございますので、今後もそういった差がないよう指導していきたいというふうに考えております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 一時的な浮き沈みがあるという話もありましたけれども、そこで国が公表しました2024年度の経年変化分析調査では全国調査と比較して全ての

教科で平均スコアが低下するという結果が示されております。これは、同一問題による経年比較であり、全国的に学力低下の傾向が示唆される結果と受け止められております。教育委員会としてこの全国的な傾向をどのように認識されているのか、また本町の全国学力調査の結果については単なる全国平均との差ではなくて本町の学力水準そのものとしてどのように評価、分析されているのかを伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

本町の学力の分析というところでございます。先ほども実際のポイントでは申し上げませんでした。全国学力、学習調査で令和6年度の小学校の国語ですが、壮瞥町が76.5ポイント、全国で67.7ポイント、8.8ポイントの差がございまして。同じく小学校算数で令和6年度で壮瞥町が75.4ポイント、全国で63.4ポイント、12ポイントと大きく全国の正答率を上回っていると、そういう結果でございまして、学力の全国との比較の分析というところでございまして、本町におきましてはこの学力、学習調査によって小学校、中学校ともその結果を受けて具体的に学力向上につながるような取組をしております。両校とも学力向上プランというものを作成しております。そんな中で小学校では具体的には確かな学力を身につけさせる時間や機会の工夫ですとか、効果的、効率的な指導体制の充実と実践的な授業改善、それとか中学校では学力向上のための組織的な校内研修体制づくりと、そういったことを行って校内的にもその学力調査の検証を行って学力向上につなげているということで、そういった分析結果を今後も続けていくということで指導をしていきたいと思っております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。我が町の点数、学力テストの結果については大体分かりますけれども、2024年度の経年変化分析調査、これについて全国的にずっと下がっている状況がございまして、これについてはいかが認識されているのかをもう一度伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） 経年変化分析調査の関係でございまして、全国的に下がっているということで、その調査結果について見ますと全国的に本調査のスコア分析の状況に関する変化につきましては中長期的に継続して分析する必要があるということがこの調査では分析されているようございまして、全国的な結果につきましては本町におきましてもいろいろと今後も調査、分析する必要があるなというふうには思っております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ありがとうございます。また質問させていただきたいのですが、端末は文房具と同様の学習手段とのご説明でしたが、端末活用によって学力が向上したという具体的なデータや検証結果はあるのでしょうか。また、端末は

多額の公費を投じて導入されたものです。そのコストに見合う成果があったと教育委員会として評価しているのか、どのような根拠に基づく評価なのかも伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（柴田曆章君） 湯浅議員のご質問にご答弁いたします。

端末が文房具と同じ考え方ということでして、学力が向上したかというような結果ですけれども、全国学力・学習状況調査の質問紙調査という項目の中に端末を使っているかどうかと、授業の中でです、そういう質問項目がございます。そして、使っている割合が高い児童生徒ほど学力の点数も高いというような全国的な調査結果がございますので、本町においても各学校が各授業の中で端末を利用している回数も多いことございますので、全国平均を上回る調査結果が出ているものと考えております。以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 端末利用されて結果が出ているというお話でございました。答弁では、整理や定着の場面ではノートへの記述を重視しているとのこと。では、計算や漢字など基礎的技能的定着について紙教材よる反復学習をどのようにどのような位置づけでやっているのか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

端末と紙、反復作業といいますか、そういった部分で思考や書き込みについては紙で行う、音声や検索などはデジタルで行うといったような紙とデジタル両方使うようなハイブリッドな活用を考えておまして、児童生徒の発達段階踏まえながら適宜使用していくというふうに考えてございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 計算や漢字などについては端末を使ってやるということでもよろしいのでしょうか、そういう考えでもよろしいですか。分かりました。

そこで、もう一点、また質問させていただきたいと思います。ICTと紙活用との使い分けについて、答弁では学習の狙いに応じて適切に指導しているとのこと説明でした。では、その適切とはどのように評価しているのでしょうか。つまり何を根拠に適切な指導になっていると判断しているのか伺いたいと思います。

加えて、その使い道、その使い分けそのものはどのような研究や検証に基づいて体系されているのかも伺いたいと思います。

まだあるのですけれども、またその成果や知見を教育委員会として整理し、各学校に共有する仕組みはあるのかどうか、さらにこうしたICTと紙教材の使い分けに関する教育方針については保護者や地域にも分かる形で公開して透明性を確保することが重要ではないかと思いますが、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（柴田曆章君） ICTと紙との使い分けについてですが、学習の狙いに応じて使い分けしているというふうにご答弁申し上げましたけれども、どの場面で効果的に端末を使えば子供たちが理解するのかというようなところについては、1時間ごとの授業の中で必ず狙いと、それからまとめがございます。そのまとめの中で、子どもたちがその1時間の狙いをきちんと理解をしているのかどうか、それを教師がきちんと見取って授業を構築していておりますので、その1時間、1時間の時間を教師の見取りの中でしっかりと検証し、理解が不足しているところについては補足的な学習を行ったりをして子どもたちが確かな学力をつけるための判断をしているというようなところでございます。

また、研究方法、検証方法につきましては、ご答弁のほうにも申し上げましたが、各学校で校内研修を行っていたり、また道教委のホームページの中にもICTの有効的な活用方法などの先進的な事例が紹介されておりますので、そういった先進事例を基にしながら学校の先生方が日々研さんを積んでいるところでございます。

また、教育委員会としてこのICTの使い方についてのことについてでございますけれども、ICTの端末の使い方については各学校が保護者に対して、年度の初めですとか、学校だよりですとか、学級通信などを通じて使い方や、それからまた参観日等でも実際に使っているところを御覧いただけますので、そういった形でご理解を賜っているものと思っております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ありがとうございます。いろいろと質問はしてきたのですが、最後の質問とさせていただきたいと思っております。このような事例がございます。教育先進国と言われるスウェーデンやフィンランド、フィンランドはうちとも関わりもあるところでございますけれども、10年以上にわたってデジタル優先教育が行われてきておりました。でも、その結果、学力の低下と集中力の欠如が深刻化して、タブレットを廃止して紙の教科書を復活させるという、そういう事例が出てきておりますけれども、衝撃的な内容かなと思って、デジタルを進めたのに紙に戻ってきたと、そういう話なのです。それで、今後、全国的に顕在化した小中学生の学力低下ですが、単に子どもの努力不足によるものではなくて教育政策そのものの在り方に起因する構造的な問題だと思っております。GIGAスクール教育の機会均等を目的に掲げたにもかかわらずハード整備ばかりが先行して、学力向上という本来の目的には結びついてはけません。今後ICT端末を単に配付するのではなくて学びの質を高める実効的な活用にも再設計する必要があります。そのためには、デジタル偏重ではなくて紙の学びの重要性も再確認することが必要です。

最後にですが、GIGAスクール構想の理念を絵空事には終わらせず子ども

たちの未来を支える確かな教育環境を築くために抜本的な検証と再設計が必要と考えますが、ご見解をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（柴田暦章君） ただいまの湯浅議員のご質問にご答弁いたします。

今後の端末の利活用につきましては、次期学習指導要領の改訂も今進んでいるところでございます。その中では、AIを使いこなす力、AIリテラシーを小学校の総合の授業の中で創設されたり、創設される情報の領域というのが今度出てくると検討されています。また、中学校の情報技術科でもそういったAIの利活用について学ぶ機会も増えてまいります。全ての教科等において探究的な学習課程に組み込んで授業における効果的な利活用を図っていこうというふうに考えておりますし、教育委員会といたしましてはAIを含む先端技術を教師の専門性と掛け合わせることで多様な子どもたちを誰一人取り残さない包摂的かつ質の高い教育環境の充実を図っていく所存です。様々な課題があることは承知しておりますので、その課題に真摯に向き合っ

て検討して、よりよい子どもたちの教育環境の整備に努めてまいります所存でございます。ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） これにて一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月6日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時24分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和8年壮警町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和8年3月6日（金曜日） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第2号ないし議案第18号及び報告第1号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（9名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	柴田曆章	君
会計管理者兼		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	澤井智明	君
企画財政課参事	蛭名雄一	君
住民福祉課長	上名正樹	君
住民福祉課参事	大内宏二	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	山崎清輝	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也	君
---------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
5番 佐藤 恣君 6番 湯浅祥治君
を指名いたします。

◎議案第2号ないし議案第18号及び報告第1号について

○議長（森 太郎君） 日程第2、議案第2号ないし第18号及び報告第1号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和8年第1回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第2号から議案第18号までの17件、報告第1号の1件、合計18件であります。

この提出議件のうち、人事案件についてご説明を申し上げます。議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を壮瞥町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

本件については、現委員の中山雄三氏が令和8年5月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めます。

任期は、令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間となります。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、人事案件の提案理由説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 副町長。

○副町長（厂原 収君） 議案第3号以降につきましては、私のほうから説明いたします。

2ページになります。議案第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

3 ページの専決処分書になります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 10 号）について。

令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 51 億 5,010 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 508 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 5,518 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 8 年 1 月 16 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。7 ページになります。総務費、選挙費、衆議院議員総選挙費で 508 万円の追加となります。1 月 27 日公示、2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙の管理執行事務に要する経費として報酬から使用料及び手数料までの 7 節に係る経費を計上するものであります。

歳入では、道支出金、委託金、総務費委託金の衆議院議員総選挙費委託金で 508 万円の追加となります。

なお、8 ページ以降の給与費明細書につきましては後ほどご照覧ください。

また、4 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、省略いたします。

次に、12 ページになります。議案第 4 号 壮瞥町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

壮瞥町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 6 年 6 月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所に通っていないゼロ歳 6 か月から満 3 歳未満の子どもを月一定時間までの利用可能枠で保護者の就労要件を問わず通園を可能にする乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、令和 8 年 4 月から乳児等のための支援給付として制度化されることに伴い、保護者が給付費の支払いを受けることができる事業者の確認基準として国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を踏まえ、本条例を制定するものであります。

条例の概要ですが、この条例は第 1 条から第 34 条までの 34 条立てとなっております。第 1 条では条例の趣旨について、第 2 条では特定乳児等通園支援事業者の一般原則について定めております。

第3条では、1時間当たり及び一月当たりの利用定員に関する基準を定めております。

第4条では保護者との面談を行うこと、第5条では正当な理由がなければ利用を拒んではならないこと、第6条では市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないことを定めております。

第7条では乳児等支援支給認定証に記載された事項を確認すること、第8条では乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は速やかに認定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと、第9条では利用する子ども及びその保護者の心身の状況等の把握に努めなければならないことを定めております。

第10条では特定教育・保育施設等との密接な連携に努めること、第11条では提供した特定乳児等通園支援の日時、内容等を記録すること、第12条では保護者からの利用料及びその他費用の支払いについて定めております。

第13条では法定代理受領により乳児等支援給付費の支給を受けた場合は保護者に対し給付費の額を通知すること、第14条では子ども及び保護者の心身の状況等に応じて通園支援の提供を適切に行うこと、第15条では自ら提供する通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないことを定めております。

第16条では子ども及びその保護者からの相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと、第17条では子どもの体調が急変した場合等は保護者または医療機関への連絡等必要な措置を講ずること、第18条では保護者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、または受けようとしたときは市町村に通知しなければならないことを定めております。

第19条では事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておくこと、第20条では職員の勤務体制を定めておくこと、第21条では1時間当たりの利用定員を超えて通園支援の提供を行ってはならないことを定めております。

第22条では事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、保護者から支払いを受ける費用の額等を掲示すること、第23条では子どもの国籍、信条、社会的身分等によって差別的取扱いをしてはならないこと、第24条では子どもに対し、虐待等心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを定めております。

第25条では業務上知り得た子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならないこと、第26条では保護者が適切に特定乳児等通園支援事業者を選択できるように通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めること、第27条では特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を供与や收受してはならないことを定めております。

第28条では子どもの家族等からの苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じること、第29条では運営に当たっては地域との交流に努めること、第30条では事故の発生または再発を防止するための措置を講じなければならないこと

とを定めております。

第31条では特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分すること、第32条では職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないことを定めております。

第33条では本条例において書面で行うことが規定されているものについては書面に代えて電磁的記録等により行うことができること、第34条ではこの条例の施行に関し必要な事項は別に定めることとしております。

附則では、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、24ページになります。議案第5号 農業農村情報通信環境施設設置及び管理に関する条例の制定について。

農業農村情報通信環境施設設置及び管理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、農業農村インフラの管理の省力化、高度化やスマート農業を推進するために設置した農業農村情報通信環境施設の運営及び管理に必要な事項を定めることを目的に本条例を制定するものであります。

条例の概要ですが、この条例は第1条から第13条までの13条立てとなっております。第1条では条例の目的について、第2条では施設の名称及び位置を定めております。

第3条では施設を使用して実施する事業を定め、第4条では事業実施に使用する機器の運用を定めております。

第5条では機器を使用して情報通信サービスを利用する者の範囲を定め、第6条では施設園芸環境モニタリングに関する事業及び農業インフラ管理の省力化に関する事業に使用する機器の情報通信サービスを利用する者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと等を定めております。

第7条では利用承認を受けた者の利用料の額を定め、第8条では利用料の還付の取扱いを定めております。

第9条では機器の管理を定め、第10条では情報通信サービス利用の不承認の要件を定めております。

第11条では情報通信サービス利用の承認条件の変更による利用の停止及び取消しの要件を定め、第12条では機器の毀損等による損害賠償の取扱いを定めております。

第13条では、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとしております。

附則では、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

続いて、議案第6号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に係る改正、全道保険料水準の統一に向けた税率改正、賦課限度額の改正の3つの改正を踏まえ、改正するもの

であります。

初めに、子ども・子育て支援金制度の創設に係る改正になりますが、子ども・子育て支援金制度は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により全世代が子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして導入されるもので、児童手当など6つ子育て支援の財源として令和8年4月から医療保険料と併せて全世帯に賦課されるものであります。国民健康保険被保険者の世帯においては、国民健康保険税にこれまでの国保事業費納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金に加え、新たに子ども・子育て支援納付金が追加され、その率は全道一律で所得割0.29%、均等割1,000円、平等割1,000円、18歳以上均等割100円を徴収するものであります。

条例の主な改正内容ですが、29ページ中段になりますが、第2条に第5項として1項を加え、世帯に賦課する子ども・子育て支援納付金の課税項目を規定するとともに、賦課限度額の上限額を3万円と定めております。

また、29ページ下の第9条の4から第9条の7までの4条を新たに加え、所得割額、均等割額、18歳以上均等割額及び平等割額それぞれの税率及び税額を定めております。

第21条では、30ページ中段以降になりますが、軽減世帯の子ども・子育て支援金の減額についての規定を追加しており、第1号、7割軽減世帯、第2号、5割軽減世帯及び第3号、2割軽減世帯のそれぞれに均等割額、18歳以上均等割額、平等割額についての減ずる額を規定しております。

第21条の3では、6歳未満の未就学児均等割を減額、半額するため、子ども・子育て支援金分の減ずる額を定めております。子ども・子育て支援金分については、32ページの3号、(3)になりますけれども、6歳未満の未就学児均等割額を減額というか、半額にするための減ずる額を規定しております。

第21条の4では、産前産後被保険者に係る均等割額の免除及び18歳未満被保険者に係る均等割額を全額軽減する措置の規定を追加しております。

次に、全道保険料水準の統一に向けた税率改正になりますが、北海道国民健康保険運営方針におきまして令和12年度をめどに全道市町村の保険料、税水準の統一を目指すため、各市町村の保険料、税の賦課方式を3方式、所得割、均等割、平等割に統一することとされております。本町におきましては、資産割を令和7年度から3分の1ずつ引き下げ、令和9年度には廃止することとし、資産割廃止に伴う税込減額分については所得割等に転嫁するものであります。あわせて、令和12年度の統一保険料、税率への移行に当たり、被保険者の負担の変動を抑制するため、北海道から示される標準税率に段階的に近づけるための改正も行います。

条例の主な改正内容ですが、ちょっとまた戻りますけれども、29ページの中段になりますが、第3条の医療給付費分の所得割額を100分の6.07から100分の6.50に引き上げ、第4条の医療分の資産割額を100分の15.7から100分の7.90に引き下げ、

第5条の医療分の均等割額を1人について1万8,000円から2万円に引き上げ、第7条の後期高齢者支援金分の資産割額を100分の10から100分の5に引き下げ、第8条の介護納付金分の所得割額を100分の1.72から100分の1.75に引き上げ、第9条の介護分の資産割額を100分の8.0から100分の3.90に引き下げるものであります。

また、軽減世帯の均等割額から減ずる額につきましては、医療分の均等割額引上げに伴い、第21条第1号の7割軽減世帯分を1人について1万2,600円から1万4,000円に、同条第2号、30ページ下段にあります。同条第2号の5割軽減世帯分を1人について9,000円から1万円に、同条第3号の2割軽減世帯分を1人について3,600円から4,000円にそれぞれ引き上げるものであります。

次に、賦課限度額の改正になりますが、令和8年1月15日付で国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられたことに伴い、改正するものであります。

改正の内容ですが、第2条第2項、これは29ページ中段ですけれども、及び第21条、30ページ中段では基礎課税額に係る賦課限度額を66万円から67万円に引き上げ、第21条第2号では保険税の5割軽減世帯の判定基準額の計算に用いる世帯員数に応じて加算される額を30万5,000円から31万円に、同条第3号では同じく2割軽減世帯の額を56万円から57万円にそれぞれ引き上げるものであります。

附則では、この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、改正後の条例は、令和8年度以後の年度分の国保税に適用することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続いて、議案第7号 壮警町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。壮警町介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和7年度の税制改正により給与所得控除が55万円から65万円に引き上げられ、所得として計算される金額が減少することに伴い、令和8年度の介護保険料収入が減少する可能性があることから、第9期介護保険事業計画期間の最終年度である令和8年度の介護保険料の収入不足を防ぐ観点から介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたため、本条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容ですが、附則に2条の特例を新たに加えるものであります。35ページから37ページにかけて、附則第9条では、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、令和8年度の介護保険料の算定に当たっては給与所得控除が55万円となるよう、本則の第6条を読み替える規定を追加するものであります。

37ページの附則第10条では、税制改正により住民税の課税有無が変わり得る第1号被保険者及び世帯内に住民税の課税有無が変わり得る者がある第1号被保険者について、介護保険料の所得段階の判定を行う際には令和7年度の税制改正前の給与所得控除の算定方法を用いた判定となるように規定を追加するものであります。

附則では、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続いて、議案第8号 壮瞥町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、壮瞥町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて、議会の議決を求める。

本件につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定した現計画が令和7年度をもって終了することから、次期計画として令和8年度から令和12年度の5か年の壮瞥町過疎地域持続的発展市町村計画を定めるため、提案するものであります。

計画案につきましては、別冊で配付しております。こちらは、目次を御覧いただきたいと思っております。目次になりますが、1の基本的な事項といたしまして本町の概要等を記載しております。2の移住、定住、地域間交流の促進、人材育成から13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項までの12項目につきましては、それぞれ現状と問題点、その対策、計画、公共施設等総合管理計画等との整合を記載しており、最後に特別事業分、ソフト事業に係る事業計画として施策区分別に記載しております。

なお、法第8条第7項の規定によりまして、市町村計画を定めようとするときはあらかじめ都道府県に協議しなければならないとされておりまして、北海道との協議につきましては本年1月28日付で調っておりますことをご報告いたします。

続いて、40ページになります。議案第9号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定締結について。

室蘭市との間において別紙のとおり定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結したいので、壮瞥町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

本件につきましては、平成22年9月30日に室蘭市との間において締結した定住自立圏形成協定で定める協定事項について、地域を取り巻く環境の変化等を踏まえ、別表第2、結びつきやネットワークの強化に係る政策の分野に新たに地域公共交通を追加するとともに、ICTネットワークの取組内容を変更するものであります。地域公共交通では、圏域内における公共交通の利便性向上や持続可能な運行体制の確保などに官民連携して取り組み、圏域全体の地域公共交通の維持、確保を図ることとしており、ICTネットワークではデジタル技術の急速な進展に伴い、ソフト面での連携による住民サービスの向上を目指す内容とするものであります。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

次に、議案第10号 令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第11号）について。

令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額51億5,518万7,000円に歳入歳出それぞれ3,523万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,042万

2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。53ページになります。総務費、企画費、企画費で984万円の追加となります。ふるさと納税事業になりますが、一般寄附金の増加が見込まれ、返礼品の手配など事業執行に要する経費に不足が生じるため、ふるさと納税特産品で680万円、普通旅費で4万円、ポータルサイト決済手数料及び中間事業者業務手数料で290万円、オンラインワンストップサービス使用料で9万円、駐車料で1万円をそれぞれ計上するものであります。

ふるさと応援基金費で1,016万円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと納税事業の一般寄附金の増加が見込まれるため、計上するものであります。

民生費、心身障害者福祉費、障害者自立支援費で910万円の追加となります。障害者自立支援給付等事業の介護給付、訓練等給付費扶助費になりますが、給付対象者の各種サービスの利用回数が増加しており、既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

児童福祉費、児童措置費で200万4,000円の追加となります。保育及び子育て環境整備事業になりますが、管外入所負担金で170万2,000円の追加となります。管外入所児童が1人増加し、負担金に不足が見込まれるため、計上するものであります。子育てのための施設等利用給付負担金で30万2,000円の追加となります。町外私立幼稚園の預かり保育利用児童が2人増加し、負担金に不足が見込まれるため、計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で23万円の追加となります。保健センター管理経費になりますが、保健センターの暖房用ボイラー故障による機器の交換に当たり、既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で10万円の減額となります。情報通信環境整備対策事業の情報通信環境整備工事になりますが、事業費の確定に伴い、整理するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で1,870万円の追加となります。道路橋梁維持経費の除排雪業務委託料になりますが、本年1月の降水量は112センチメートルと前年に比べ58センチメートルも多く、その除雪に要する稼働時間が増加し、また1月は昨年にくらべて気温が低く、雪が解けず、次の降雪に備えた路肩や一時堆雪場所の排雪、押し込み作業にも多くの時間を要することとなり、既存の予算では不足が生じ

ることから、今後の執行を見込み、必要な経費を計上するものであります。なお、財源につきましては、北海道から委託を受けている道道の除雪業務に係る稼働時間も増加することから、道道除雪業務委託金を追加して充当しております。

道路新設改良費で2,260万4,000円の減額となります。町道調査設計等委託料で16万1,000円、町道道路改良舗装工事で396万円の減額となりますが、町道滝之町中島1号線道路整備事業の事業費の確定に伴い、整理するものであります。橋梁補修工事で1,848万3,000円の減額となりますが、下立香橋補修工事の事業費の確定に伴い、整理するものであります。

水道費、下水道費で500万円の追加となります。簡易水道事業会計補助金になりますが、壮瞥町簡易水道事業会計の補正に伴い、整理するものであります。

下水道費、浄化槽費で190万2,000円の減額となります。合併処理浄化槽整備事業になりますが、合併処理浄化槽設置費補助金で166万2,000円、単独処理浄化槽撤去費補助金で24万円をそれぞれ減額するもので、浄化槽の設置申請がなかったため、整理するものであります。

公債費、公債費、利子で36万円の追加となります。町債利子償還の公債費利子になりますが、利率見直しの影響によるものであります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で444万7,000円の追加となります。国道支出金返納金、住民福祉課所管分になりますが、令和6年度の事業完了に伴い、実績により不用額が生じたため、返還するものであります。

続いて、50ページの歳入になります。地方交付税、地方交付税、地方交付税で6,932万円の追加となります。普通交付税の額が確定したことによる整理となります。令和7年度の交付決定額は18億4,625万2,000円となります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で557万2,000円の追加となります。その内訳になりますが、介護給付・訓練等給付費負担金で455万円の追加で、介護給付・訓練等給付費扶助費の補正に伴い、整理するものであります。教育保育給付費負担金で102万2,000円の追加で、管外入所児童が1人増加したため、計上するものであります。

国庫補助金、総務費補助金で47万円の追加となります。子ども・子育て支援事業補助金になりますが、子ども・子育て支援金制度の創設により、令和8年度から国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援納付金を追加するためのシステム改修費に対する補助金を計上するものであります。

民生費補助金で15万円の追加となります。子育てのための施設等利用給付交付金になりますが、町外私立幼稚園の預かり保育利用児童が2人増加したため、計上するものであります。

土木費補助金で89万円の減額となります。その内訳になりますが、社会資本整備総合交付金で49万9,000円を減額するもので、町道滝之町中島1号線道路整備事業

の事業費の確定に伴い、整理するものであります。循環型社会形成推進交付金で 31 万 6,000 円、単独処理浄化槽撤去費交付金で 8 万円を減額するもので、浄化槽の設置申請がなかったことから、整理するものであります。

委託金、農林水産業費委託金で 200 万円の追加となります。国営農地再編整備事業地域整備方向検討調査事務委託金になりますが、室蘭開発建設部から受託した農地情報精査等業務の事務委託金を計上するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 335 万 9,000 円の追加となります。その内訳になりますが、介護給付、訓練等給付費負担金で 227 万 5,000 円の追加で、介護給付、訓練等給付費扶助費の補正に伴い、整理するものであります。教育保育給付費負担金で 108 万 4,000 円の追加で、管外入所児童が 1 人増加したため、計上するものであります。

道補助金、民生費補助金で 7 万 5,000 円の追加となります。子育てのための施設等利用給付交付金になりますが、町外私立幼稚園の預かり保育利用児童が 2 人増加したため、計上するものであります。

委託金、土木費委託金で 1,171 万 5,000 円の追加となります。道道除雪業務委託金になりますが、道道滝之町伊達線の除雪委託業務の実績を見込み、整理するものであります。

財産収入、財産売払収入、物品売払収入で 44 万円の追加となります。その他不用品売払い代になりますが、堆肥センターの走行不能となったホイールローダーの売却代を計上するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 2,100 万円の追加となります。その内訳になりますが、ふるさと応援寄附金で 2,000 万円の追加で、実績を見込み、計上するものであります。企業版ふるさと納税寄附金で 100 万円の追加となります。1 法人からの寄附金を計上するもので、寄附法人の意向により中小企業振興対策、中小企業振興資金に活用することとし、当該事業に充当するものであります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 5,425 万円の減額となります。一般財源の調整になります。

諸収入、雑入、宝くじ交付金収入で 17 万 4,000 円の追加となります。新市町村振興宝くじ交付金収入になりますが、交付額の確定に伴い、整理するものであります。

町債、町債、農林水産業債で 10 万円の減額となります。情報通信環境整備対策事業になりますが、事業費の確定に伴い、整理するものであります。

土木債で 2,380 万円の減額となります。その内訳になりますが、橋梁長寿命化整備事業で 2,030 万円、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業で 350 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも事業費の確定に伴い、整理するものであります。

なお、43 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、45 ページの第 2 表、繰越明許費補正につきましては、追加で商工費、商工費、そうべつ情報館機能拡充事業で 7,100 万円、土木費、道路橋梁費、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業で 506 万円をそれぞれ計上するものであります。

46 ページの第 3 表、債務負担行為補正につきましては、追加でいずれも令和 7 年度から令和 8 年度の期間において、じんかい回収委託料、限度額 1,929 万 6,000 円、資源ごみ回収委託料、限度額 2,804 万円、町道関内蟠溪線地滑り観測委託料、限度額 229 万 9,000 円、スクールバス運転業務委託料、限度額 1,306 万 8,000 円、地域交流センター清掃委託料、限度額 195 万円の 5 件を計上するもので、また廃止では北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業、財務会計システムになりますが、契約方法の変更により更新委託料においてシステム導入経費を支出することとなったため、廃止するものであります。

47 ページの第 4 表、地方債補正では、変更で情報通信環境整備対策事業、限度額 740 万円を 730 万円に、橋梁長寿命化整備事業、限度額 3,400 万円を 1,370 万円に、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 3,760 万円を 3,410 万円にそれぞれ変更するものであります。

続いて、議案第 11 号 令和 7 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について。

第 1 条、令和 7 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量につきましては、予算第 2 条第 4 号、主要な建設改良事業の事業費の変更になりますが、電気機械計装設備更新事業 4,378 万円を 4,081 万円に変更するものであります。

第 3 条、収益的収入及び支出につきましては、予算第 3 条中の委託料 1,548 万 9,000 円を 1,454 万 3,000 円に、負担金 131 万 1,000 円を 140 万 6,000 円にそれぞれ改め、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第 1 款簡易水道事業収益では第 1 項営業収益で 37 万 2,000 円を減額し、第 2 項営業外収益で 585 万 5,000 円を追加し、総額を 1 億 9,932 万 9,000 円とし、支出につきましては第 1 款簡易水道事業費用では第 1 項営業費用で 110 万円、第 2 項営業外費用で 14 万 9,000 円、第 4 項特別損失で 54 万円をそれぞれ追加し、総額を 1 億 9,563 万 5,000 円とするものであります。

第 4 条、資本的収入及び支出につきましては、予算第 4 条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,903 万円は、企業債 1,140 万円、減債積立金 925 万 5,000 円、過年度損益勘定留保資金 3,590 万 4,000 円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 247 万 1,000 円で補填するものとするに改め、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第 1 款資本的収入では第 1 項企業債で 300 万円を減額し、総

額を8,461万3,000円とし、支出につきましては第1款資本的支出では第1項建設改良費で330万円、第2項企業債元金償還金で11万1,000円をそれぞれ減額し、総額を1億4,364万3,000円とするものであります。

第5条、企業債につきましては、簡易水道施設整備事業、限度額3,510万を3,210万円に、公営企業会計適用事業、限度額1,250万円を1,140万円にそれぞれ変更するものであります。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、予算第7条第1号を簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用に改めるものであります。

第7条、他会計からの補助金につきましては、予算第9条中の一般会計補助金8,342万7,000円を8,842万7,000円に改めるものであります。

59ページ以降の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表につきましては説明を省略させていただきます。

補正予算(第2号)明細書、収益的支出から説明いたします。65ページになります。簡易水道事業費用、営業費用、総係費の印刷製本費で18万5,000円の減額となりますが、実績により整理するものであります。委託料で94万6,000円の減額となります。その内訳になりますが、固定資産台帳更新委託料で26万4,000円、簡易水道検針委託料で12万円、経営戦略改定委託料で56万2,000円をそれぞれ減額するもので、実績により整理するものであります。

減価償却費で106万8,000円の減額となります。固定資産の整理によるものであります。

資産減耗費の固定資産除却費で329万9,000円の追加となります。固定資産の撤去に伴い、減価償却費として費用化されていない額を計上するものであります。

営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息で14万8,000円の追加となります。その内訳になりますが、長期債利子償還金で13万9,000円、公営企業会計適用債長期債利子償還金で9,000円を追加するもので、いずれも利率見直しによるものであります。

消費税及び地方消費税で1,000円の追加となりますが、消費税確定時に納付となる場合に備えるものであります。

特別損失、過年度損益修正損で54万円の追加となります。不納欠損に伴い、整理するものであります。

64ページの収益的収入では、簡易水道事業収益、営業収益、給水収益で37万2,000円の減額となります。水道料金の収入見込額により整理するものであります。

営業外収益、他会計補助金で500万円の追加となります。収益的収支の補正に伴い、一般会計から繰入れするものであります。

長期前受金戻入で103万4,000円の追加となります。固定資産の整理によるもので

あります。

消費税及び地方消費税還付金で 43 万 7,000 円の減額となります。令和 7 年度の消費税確定申告による還付額を見込み、整理するものであります。

雑収益で 25 万 8,000 円の追加となります。その内訳になりますが、その他雑入では賞与引当金の精算やメーター器の売却、消火栓使用料で 25 万 7,000 円、消費税還付加算金では令和 6 年度申告の消費税還付加算金が確定したことにより 1,000 円をそれぞれ計上するものであります。

67 ページの資本的支出では、資本的支出、建設改良費、建設改良費の委託料で 30 万 8,000 円の減額となります。電気機械計装設備更新実施設計委託料になりますが、実績により整理するものであります。工事請負費で 299 万 2,000 円の減額となります。その内訳になりますが、電気機械計装設備更新工事で 266 万 2,000 円、水道メーター器取替え工事で 33 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

企業債元金償還金、企業債元金償還金、建設企業債元金償還金で 11 万 1,000 円の減額となります。その内訳になりますが、長期債元金償還金で 9 万 1,000 円、公営企業会計適用債元金償還金で 2 万円をそれぞれ減額するもので、いずれも借入額の確定により整理するものであります。

66 ページの資本的収入では、資本的収入、企業債、建設改良企業債の簡易水道施設整備事業で 300 万円の減額となります。額の確定により整理するものであります。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 引き続き説明させていただきます。

68 ページになります。議案第 12 号 令和 7 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について。

第 1 条、令和 7 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量につきましては、予算第 2 条第 4 号、主要な建設改良事業の事業費の変更になりますが、仲洞爺地区農業集落排水設備更新事業 1 億 8,656 万円を 1 億 6,831 万円に変更するものであります。

第 3 条、収益的収入及び支出につきましては、予算第 3 条中の企業債 940 万円を 850 万円に改め、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第 1 款集落排水事業収益では第 1 項営業収益で 70 万円を減

額し、第2項営業外収益で382万8,000円を追加し、総額を2億1,852万8,000円とし、支出につきましては第1款集落排水事業費用では第1項営業費用で318万9,000円を追加し、第2項営業外費用で38万6,000円を減額し、第3項特別損失で32万5,000円を追加し、総額を2億1,852万8,000円とするものであります。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,995万6,000円は、企業債850万円、減債積立金984万4,000円、過年度損益勘定留保資金47万1,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額231万5,000円、当年度損益勘定留保資金2,882万6,000円で補填するものとするに改め、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入では第1項企業債で1,770万円、第2項国庫補助金で64万5,000円をそれぞれ減額し、総額を1億7,805万5,000円とし、支出につきましては第1款資本的支出では第1項建設改良費で1,825万円、第2項企業債元金償還金で3万6,000円をそれぞれ減額し、総額を2億2,801万1,000円とするものであります。

第5条、企業債につきましては、農業集落排水施設整備事業、限度額1億170万円を8,400万円に、公営企業会計適用事業、限度額940万円を850万円にそれぞれ変更するものであります。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、予算第8条第1号を集落排水事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用に改めるものであります。

71ページ以降の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

補正予算(第2号)明細書、収益的支出から説明いたします。77ページになります。集落排水事業費用、営業費用、減価償却費で31万4,000円の追加となります。集落排水分の固定資産の整理によるものであります。資産減耗費の固定資産除却費で287万5,000円の追加となります。固定資産の撤去に伴い、減価償却費として費用化されていない額を計上するものであります。

営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息で38万6,000円の減額となります。集落排水分の借入額及び利率の確定により整理するものであります。特別損失、過年度損益修正損で32万5,000円の追加となります。不納欠損に伴い、整理するものであります。

76ページの収益的収入では、集落排水事業収益、営業収益、集落排水使用料で70万円の減額となります。集落排水使用料の収入見込みにより整理するものであります。

営業外収益、国庫補助金で27万9,000円の減額となります。実績により整理するものであります。

長期前受金戻入で191万3,000円の追加となります。集落排水分の固定資産の整理

によるものであります。

消費税及び地方消費税還付金で 218 万 9,000 円の追加となります。令和 7 年度の還付額を見込み、整理するものであります。

雑収益の消費税費及び地方消費税還付加算金で 5,000 円の追加となります。令和 6 年度申告の消費税等還付加算金が確定したことにより整理するものであります。

78 ページの資本的支出では、資本的支出、建設改良費、建設改良費で 1,825 万円の減額となります。その内訳になりますが、委託料では仲洞爺地区農業集落排水施設設計数量算定委託料で 24 万 2,000 円を減額するもので、実績により整理するものであります。工事請負費の仲洞爺地区農業集落排水設備更新工事で 1,800 万 8,000 円の減額となります。配分された国費に併せ、事業を執行した実績により整理するものであります。

企業債元金償還金、企業債元金償還金、建設企業債元金償還金で 3 万 6,000 円の減額となりますが、借入額の確定により整理するものであります。

資本的収入では、資本的収入、企業債、建設改良企業債で 1,770 万円の減額となります。農業集落排水施設整備事業になりますが、額の確定により整理するものであります。

国庫補助金、国庫補助金の農業集落排水事業で 64 万 5,000 円の減額となります。国費配分額が当初予算を下回ったことにより整理するものであります。

続いて、79 ページの議案第 13 号から 84 ページの議案第 18 号までの 6 件につきましては、令和 8 年度壮警町各会計の予算であります。

各会計の予算内容の概要につきまして、令和 8 年度壮警町予算書等に基づき、ご説明いたします。初めに、令和 8 年度壮警町予算書、この薄いほうです。こちらを御覧いただきたいと思っております。

表紙をおめくりいただき、黄色のページになります。議案第 13 号 令和 8 年度壮警町一般会計予算について。

令和 8 年度の壮警町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 51 億 2,000 万円と定める。前年度と比べて 9.2%、4 億 3,300 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9 億円と定める。

第1表、歳入歳出予算の款、項の区分により説明いたします。一般1ページになります。

初めに、歳入についてですが、款1の町税は4億2,723万1,000円で、前年度と比べて1,308万円の増となります。この内訳になりますが、項1の町民税で1億4,376万5,000円、項2の固定資産税で1億7,555万9,000円、項3の軽自動車税で790万7,000円、項4の町たばこ税で2,000万円、項5の入湯税で8,000万円となります。

款2の地方譲与税は4,770万円で、前年度と比べて150万円の減となります。この内訳になりますが、項1の地方揮発油譲与税で830万円、項2の自動車重量譲与税で3,010万円、項3の森林環境譲与税で930万円となります。

款3の利子割交付金は11万5,000円で、前年度と比べて2万5,000円の増となります。

款4の配当割交付金は100万円で、前年度と比べて30万円の増となります。

款5の株式等譲渡所得割交付金は90万円で、前年度と比べて20万円の増となります。

款6の法人事業税交付金は750万円で、前年度と同額を計上しております。

款7の地方消費税交付金は8,120万円で、前年度と比べて220万円の増となります。

款8の環境性能割交付金は1,000円で、前年度と比べて539万9,000円の減となります。

款9の地方特例交付金は670万円で、前年度と比べて620万円の増となります。

款10の地方交付税は20億3,000万円で、前年度と比べて1億2,000万円の増となります。この内訳になりますが、地方交付税で17億8,000万円、特別交付税で2億5,000万円となります。

款11の交通安全対策特別交付金は、1,000円を計上しております。

款12の分担金及び負担金は103万2,000円で、前年度と比べて7万3,000円の増となります。

款13の使用料及び手数料は1億1,290万9,000円で、前年度と比べて292万9,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の使用料で9,973万円、項2の手数料で1,317万9,000円となります。

款14の国庫支出金は5億2,553万4,000円で、前年度と比べて8,679万7,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の国庫負担金で1億3,311万2,000円、項2の国庫補助金で3億9,181万3,000円、項3の委託金で60万9,000円となります。

款15の道支出金は6億537万7,000円で、前年度と比べて2,755万7,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の道負担金で7,547万9,000円、項2の道補助金で6,640万3,000円、項3の委託金で4億6,349万5,000円となります。

款16の財産収入は3,417万2,000円で、前年度と比べて246万4,000円の増とな

ります。この内訳になります。項1の財産運用収入で2,110万4,000円、項2の財産売却収入で1,306万8,000円となります。

款17の寄附金は2億5,000万1,000円で、前年度と比べて1億1,000万円の増となります。

款18の繰入金は2億9,910万2,000円で、前年度と比べて8,692万2,000円の増となります。

款19の繰越金は4,000万円で、前年度と同額を計上しております。

款20の諸収入は4,412万5,000円で、前年度と比べて9,524万8,000円の減となります。この内訳になります。項1の延滞金加算金及び過料で15万1,000円、項2の町預金利子で1,000円、項3の雑入で4,139万8,000円、項4の受託事業収入で257万5,000円となります。

款21の町債は6億540万円で、前年度と比べて7,640万円の増となります。

次に、歳出についてですが、款1の議会費は4,568万円で、前年度と比べて250万9,000円の減となります。

款2の総務費は8億736万8,000円で、前年度と比べて7,291万5,000円の増となります。この内訳になります。項1の総務管理費で1億9,860万円、項2の財政費で4,038万7,000円、項3の徴税費で563万5,000円、項4の戸籍住民基本台帳費で626万2,000円、項5の選挙費で395万4,000円、項6の監査委員費で88万円、項7の企画費で5億5,128万9,000円、項8の統計調査費で36万1,000円となります。

款3の民生費は6億2,075万4,000円で、前年度と比べて2,001万1,000円の減となります。この内訳になります。項1の社会福祉費で2億394万7,000円、項2の老人福祉費で5,371万5,000円、項3の心身障害者福祉費で1億9,983万円、項4の児童福祉費で1億6,321万4,000円、項5の災害救助費で4万8,000円となります。

款4の衛生費は6億7,506万5,000円で、前年度と比べて8,211万1,000円の増となります。この内訳になります。項1の保健衛生費で5億3,607万6,000円、項2の清掃費で1億3,898万9,000円となります。

款5の農林水産業費は1億5,350万1,000円で、前年度と比べて8,040万2,000円の減となります。この内訳になります。項1の農業費で8,897万5,000円、項2の林業費で6,452万6,000円となります。

款6の商工費は1億8,525万7,000円で、前年度と比べて6,292万4,000円の減となります。

款7の土木費は10億4,621万円で、前年度と比べて4億8,489万6,000円の増となります。この内訳になります。項1の土木管理費で531万8,000円、項2の道路橋梁費で2億2,489万円、項3の河川費で230万8,000円、項4の水道費で1億1,704万9,000円、項5の下水道費で1億2,171万3,000円、項6の住宅費で5億7,428万2,000円、項7の都市計画費で65万円となります。

款8の消防費は1億6,590万7,000円で、前年度と比べて1億4,902万4,000円の減となります。

款9の教育費は2億7,251万1,000円で、前年度と比べて6,895万2,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の教育総務費で8,122万4,000円、項2の小学校費で3,930万7,000円、項3の中学校費で2,804万1,000円、項4の高等学校費で3,697万8,000円、項5の社会教育費で2,653万4,000円、項6の国際交流費で4,337万6,000円、項7の保健体育費で1,705万1,000円となります。

款10の災害復旧費は20万5,000円で、前年度と同額を計上しております。

款11の公債費は3億6,173万2,000円で、前年度と比べて704万7,000円の減となります。

款12の諸支出金は120万5,000円で、前年度と比べて20万4,000円の増となります。

款13の給与費は7億7,960万5,000円で、前年度と比べて4,583万9,000円の増となります。

款14の予備費は500万円で、前年度と同額を計上しております。

続いて、一般13ページの第2表、債務負担行為につきましては、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業（行政事務用ソフトウェア）、期間、令和8年度から令和12年度、限度額149万円を計上しております。

一般14ページの第3表、地方債につきましては、コミュニティFM放送局事業、限度額270万円、街路灯運営事業、限度額360万円、全国瞬時警報システム更新事業、限度額710万円、備蓄倉庫建設事業、限度額740万円、来夢人の家環境改善事業、限度額1,420万円、ゆーあいの家貯湯槽高効率化更新事業、限度額900万円、町有住宅除却事業、限度額600万円、地域公共交通対策事業、限度額1,020万円、電子黒板整備事業、限度額330万円、通学定期補助事業、限度額490万円、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額460万円、子ども医療費助成事業、限度額500万円、路線バス無料化事業、限度額140万円、新中間処理施設建設事業、限度額5,000万円、堆肥センター生産性向上事業、限度額1,200万円、住宅等リフォーム支援事業、限度額260万円、昭和新山国際雪合戦事業、限度額600万円、オロフレスキー場長寿命化事業、限度額780万円、オロフレスキー場照明器具LED化改修事業、限度額1,760万円、そうべつ情報館機能拡充事業、限度額3,230万円、橋梁長寿命化整備事業、限度額6,050万円、公営住宅建設事業、限度額2億9,950万円、公営住宅改修事業、限度額2,160万円、壮警高等学校通学費助成事業、限度額240万円、生涯学習推進事業、限度額250万円、小中学校教育用児童生徒タブレット等整備事業、限度額430万円、小中学校教育用教職員タブレット等整備事業、限度額170万円、高等学校教育用タブレット等整備事業、限度額520万円の合計28件、6億540万円を計上しております。いずれも利率は5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直し

を行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

次に、議案第 14 号 令和 8 年度壮警町国民健康保険特別会計予算について。

令和 8 年度の壮警町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 5,780 万円と定める。前年度と比べて 7.6%、2,950 万円の減となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000 万円と定める。

第 1 表、歳入歳出予算のうち、歳入では、款 1 の国民健康保険税で 6,349 万 1,000 円、款 2 の道支出金で 2 億 6,769 万 2,000 円、款 3 の繰入金で 2,589 万 8,000 円、款 4 の繰越金で 71 万円、款 5 の諸収入で 9,000 円を計上しております。

歳出では、款 1 の総務費で 629 万円、款 2 の保険給付費で 2 億 5,540 万 5,000 円、款 3 の国民健康保険事業費納付金で 8,710 万円、款 4 の共同事業拠出金で 1,000 円、款 5 の財政安定化基金拠出金で 1,000 円、款 6 の保健事業費で 849 万 6,000 円、款 7 の基金積立金で 1,000 円、款 8 の諸支出金で 20 万 6,000 円、款 9 の予備費で 30 万円をそれぞれ計上しております。

次に、議案第 15 号 令和 8 年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和 8 年度の壮警町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,590 万円と定める。前年度と比べて 25.2%、1,530 万円の増となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 万円と定める。

第 1 表、歳入歳出予算のうち、歳入では、款 1 の保険料で 5,472 万 2,000 円、款 2 の使用料及び手数料で 2,000 円、款 3 の繰入金で 1,935 万 3,000 円、款 4 の繰越金で 1,000 円、款 5 の諸収入で 182 万 2,000 円を計上しております。

歳出では、款 1 の総務費で 65 万 1,000 円、款 2 の納付金で 7,286 万円、款 3 の保健事業費で 228 万 7,000 円、款 4 の諸支出金で 2,000 円、款 5 の予備費で 10 万円を計上しております。

続いて、議案第 16 号 令和 8 年度壮警町介護保険特別会計予算について。

令和 8 年度の壮警町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,080万円と定める。前年度と比べて1.8%、690万円の減となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳入では、款1の保険料で6,332万5,000円、款2の国庫支出金で1億126万7,000円、款3の支払基金交付金で9,619万7,000円、款4の道支出金で6,200万5,000円、款5の繰入金で5,800万円、款6の繰越金で1,000円、款7の諸収入で5,000円を計上しております。

歳出では、款1の総務費で421万6,000円、款2の保険給付費で3億4,154万2,000円、款3の地域支援事業費で3,473万9,000円、款4の基金積立金で1,000円、款5の諸支出金で2,000円、款6の予備費で30万円を計上しております。

次に、令和8年度壮警町公営企業会計予算書及び予算説明書、こちらのほうになりますけれども、こちらを御覧いただきたいと思えます。議案第17号 令和8年度壮警町簡易水道事業会計予算について。

第1条、令和8年度壮警町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数を1,156戸、年間総給水量を59万5,083立方メートル、1日平均給水量を1,630立方メートル、主要な建設改良事業を道道洞爺湖登別線水道施設移設事業、電気機械計装設備更新事業、濁度計整備事業としております。

第3条、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款簡易水道事業収益では第1項営業収益5,158万3,000円、第2項営業外収益1億3,906万4,000円を計上し、総額を1億9,064万7,000円としております。

支出につきましては、第1款簡易水道事業費用では第1項営業費用1億8,597万2,000円、第2項営業外費用452万5,000円、第3項予備費15万円を計上し、総額を1億9,064万7,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入では第1項企業債6,230万円、第2項他会計出資金3,276万8,000円、第3項国庫補助金936万1,000円、第4項その他資本的収入1,298万6,000円を計上し、総額を1億1,741万5,000円としております。

支出につきましては、第1款資本的支出では第1項建設改良費9,001万9,000円、第2項企業債元金償還金9,695万9,000円、第3項固定資産購入費420万1,000円、第4項予備費15万円を計上し、総額を1億9,132万9,000円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,391万4,000円につきましては、企業債420万円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額276万2,000

円、過年度損益勘定留保資金 6,614 万 1,000 円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 81 万 1,000 円で補填するものとしております。

第 5 条、企業債につきましては、簡易水道施設整備事業、限度額 6,230 万円、公営企業会計適用事業、限度額 420 万円の合計 2 件、6,650 万円を計上しております。いずれも利率は 5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

第 6 条、一時借入金につきましては、1 億円を限度額と定めております。

第 7 条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、資本的支出のうち、建設改良費、企業債償還金及び固定資産購入費用間の流用を定めております。

第 8 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費 896 万 5,000 円と定めております。

第 9 条、他会計からの補助金につきましては、簡易水道事業運営のため一般会計から受ける補助金の金額は 8,345 万 5,000 円としております。

次に、議案第 18 号 令和 8 年度壮瞥町集落排水事業会計予算について。

第 1 条、令和 8 年度壮瞥町集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量につきましては、接続人口を農業集落排水事業で 1,491 人、特定地域生活排水処理事業で 213 人の合計 1,704 人、年間処理水量を農業集落排水事業で 14 万 7,400 立方メートル、特定地域生活排水処理事業で 1 万 8,177 立方メートルの合計 16 万 5,577 立方メートル、1 日平均処理量を農業集落排水事業で 404 立方メートル、特定地域生活排水処理事業で 50 立方メートルの合計 454 立方メートル、主要な建設改良事業を仲洞爺地区農業集落排水設備更新事業としております。

第 3 条、収益的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款集落排水事業収益では第 1 項営業収益 3,129 万 7,000 円、第 2 項営業外収益 1 億 9,497 万 5,000 円を計上し、総額を 2 億 2,627 万 2,000 円としております。

支出につきましては、第 1 款集落排水事業費用では第 1 項営業費用 2 億 2,111 万円、第 2 項営業外費用 506 万 2,000 円、第 3 項予備費 10 万円を計上し、総額を 2 億 2,627 万 2,000 円としております。

第 4 条、資本的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款資本的収入では第 1 項企業債 9,020 万円、第 2 項国庫補助金 4,000 万円を計上し、総額を 1 億 3,020 万円としております。

支出につきましては、第 1 款資本的支出では第 1 項建設改良費 1 億 3,191 万 8,000 円、第 2 項企業債元金償還金 5,131 万 4,000 円、第 3 項予備費で 20 万円を計上し、

総額を1億8,343万2,000円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,323万2,000円につきましては、企業債490万円、過年度損益勘定留保資金760万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額825万8,000円、当年度損益勘定留保資金3,247万4,000円で補填するものとしております。

第5条、債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金貸付融資に係る損失補償、期間、令和8年度から令和13年度、限度額は融資金融機関が貸付けする資金について借入者が損失を与えた金額を計上しております。

第6条、企業債につきましては、下水道資本費平準化債、限度額80万円、農業集落排水施設整備事業、限度額8,940万円、公営企業会計適用事業、限度額490万円の合計3件、9,510万円を計上しております。いずれも利率は5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

第7条、一時借入金につきましては、1億円を限度額と定めております。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、集落排水事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、資本的支出のうち、建設改良費、企業債償還金及び固定資産購入費用間の流用を定めております。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費723万5,000円と定めております。

第10条、他会計からの補助金につきましては、集落排水事業運営のため一般会計から受ける補助金の金額は1億1,973万8,000円としております。

続きまして、議案集に戻っていただいて議案集の85ページになります。報告第1号 債権放棄の報告について。

壮警町債権管理条例第16条第1項の規定により、別紙のとおり町の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

本件につきましては、死亡や所在不明、破産などの理由により徴収が見込めない債権を壮警町債権管理条例第16条第1項第1号及び第5号により放棄したことから、議会に報告するものであります。

86ページを御覧いただきたいと思えます。初めに、住宅使用料ですが、平成4年度から平成6年度、平成9年度、平成14年度から平成22年度までの滞納分で6件159万7,591円を放棄するもので、放棄した理由は所在不明によるものであります。次に、水道使用料ですが、平成6年度から平成26年度、令和4年度の滞納分で25件58万1,722円を放棄するもので、放棄した理由は所在不明、死亡及び自己破産によるもの

であります。次に、集落排水使用料ですが、平成7年度から平成16年度、平成18年度、平成19年度、平成21年度から平成26年度、令和4年度の滞納分で16件36万2,388円を放棄するもので、放棄した理由は所在不明、死亡及び自己破産によるものであります。合計で47件254万1,701円の放棄となりますが、それぞれの使用料に重複する者がおり、放棄する債権の実人数は合計29人となります。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

議事の都合により3月7日から8日までの2日間休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、3月7日から8日までの2日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月9日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 0時01分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和8年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和8年3月9日（月曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 4号 壮瞥町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 農業農村情報通信環境施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 壮瞥町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第 9 議案第 9号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定締結について
- 日程第10 議案第10号 令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第11 議案第11号 令和7年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第12号 令和7年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第13号 令和8年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第14 議案第14号 令和8年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 令和8年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 令和8年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 令和8年度壮瞥町簡易水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 令和8年度壮瞥町集落排水事業会計予算について
- 日程第19 報告第 1号 債権放棄の報告について

○出席議員（9名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	柴田曆章	君
会計管理者兼		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	澤井智明	君
企画財政課参事	蛭名雄一	君
住民福祉課長	上名正樹	君
住民福祉課参事	大内宏二	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	山崎清輝	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也	君
---------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
7番 菊地敏法君 8番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎議案第2号

○議長（森 太郎君） 日程第2、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任
についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） この選任について理解を深めるために幾つか質問したいと思
います。

委員の選任について理解するため、私は議案提案にありましたように地方税法第
423条をはじめ、町で制定しています条例だとか規則などによりいろいろと考えてみ
ました。そこで、今回求められている委員会の委員の選任は、ご承知のとおり地方税
法の423条にこのように書かれております。固定資産課税台帳に登録された価格に関
する不服を審査決定するために市町村に固定資産評価委員会を設置する。また、この
固定資産評価審査委員の委員の定数は3名以上とし、市町村の条例で定める。固定資
産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村民税の納税義務者であること、
また固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同
意を得て市町村長が選任する。そして、固定資産評価審査委員会の委員の任期は3年
とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。また、町で定めてお
ります条例では委員長について定めております。第2項で、委員会は委員のうちから
委員長の選挙をしなければならない。第5項で、委員長の任期は1年とする。ただし、
再任は妨げない。このようなことを基にして今回提案されていると思いますけれども、
今回提案されております方は壮警町民であり、市町村民税の納税義務者でもあり、ま

た固定資産の評価について学識を私は持っているものと理解し、異議はありません。

そこで、お聞きしたいのは、今回同意を求めている委員候補者は今回で何回目の同意を求めることになるのか。そして、委員長はどなたが務められているのか。委員会は年何回ぐらい開催されているのか。そして、その委員会ではどのようなことが議題といたしますか、件名でよろしいです。内容まで細かくは聞きたくありませんし、個人情報もあると思いますので、そこはお聞きしないで、協議件名、それについてまず最初に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、会計管理者・税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（石塚季男君） ご答弁申し上げます。

中山雄三氏につきまして当初の一番最初の選任年月日につきましては平成 17 年 6 月 1 日となっております、この時点からずっと就任されております。今回選任の同意の議案を上げさせていただいておりますけれども、今回で中山氏につきましては委員については 8 回目ということになります。

委員会の開催状況についてでございますけれども、固定資産評価審査委員会の開催状況につきましては年に 1 回会議を開催してございます。審議の内容につきましては、近年では固定資産評価審査委員会委員長の選任についてということを経験とし、中山雄三氏が委員長に選出されております。中山氏につきましては、現在委員長ということでございますけれども、委員おっしゃるとおり委員長については任期 1 年間ということで毎年選任してございまして、本年以前につきましても中山雄三氏がしばらく委員長に選任されているという状況になっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 分かりました。今回で 8 回目です。そして、委員長を務められているのは今回提案された中山さん、そして開催は年 1 回ということも理解しました。そこで、今回で 8 回目といいますと延べにしますと、任期は 3 年ですので、三八、二十四で 24 年間になるのですね、これが終われば。私は、人生 100 年時代と言われている時代だから、そういうこともあり得るのかなという気はしますけれども、人生 100 年時代の 100 年のうちの 4 分の 1 に当たる歳月を毎回このような形で選任することがどうなのかなという疑問を持っているのです。壮警町は条例等に基づいて各種委員をお願いしていますが、委員提案の同意を求めるとき、退職だとか、転出だとか、候補者本人からの辞退等のときは選任同意候補者が一部替わっておりますけれども、ほとんどの提案理由として候補者は経験があるだとか、その道に理解し、造詣があるだとか何とか挙げていますけれども、選任するとき、そのことも大切ですが、町政に関心がある、また地域活動をしているなど、やはりそういうことも私は加味しながら選任お願いすべきでないかな、そのようなことをいつも考えております。そして、もしそういう方があまり経験がなくても、私は委員として経験を積むことによっ

て、さらに委員としての職務内容の自己研さん、そういうことをすることによって理解が深まっていくのではないかと考えているのです。

私は、まちづくりに貢献していただく人材育成の観点からも考えることが必要でないか、固定した人だけをお願いすることはいかがなものか、そのようなことからこのような質問をさせていただいているのですけれども、令和5年度、令和6年度の会計決算、歳出の決算等を見せていただいたら、やはり先ほど答弁にありましたように1万2,000円の報酬が支出されております。ですから、1回しか開催しない。私は、1回でいいと思うのです。といいますのは、固定資産台帳に登録された価格に対する不服を審査決定する機関ですので、1回で終わっているということは固定資産台帳に登録の価格が適正であるということと理解いたします。ですから、私は委員会の開催が1回だから悪いだとか、そういうことを申し上げる考えはありません。私は、先ほど申し上げたような観点から委員をお願いすることが必要でないか。今後も各種委員の選任同意が提案されます。条例だとかいろいろな関係で提案されるのですけれども、私は特定の人が高い間務め、お願いするのではなくて人材育成も考えながら委員の選任の提案が必要でないか。それは、今思いついたのではなくて、私は前からこのような考えを持っていたのですけれども、いつかこのようなことを議会ですべて試してみたいなということで、今回このような憎まれ口みたいなこと言って申し訳ありませんけれども、発言させていただきました。各種委員は町長が選任しますよね、そこで町長は今私が申し上げたようなことについてどのような考えを持つか、それを聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 佐藤議員、質問は簡潔にまとめてお願いいたします。

答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、議員おっしゃられたとおり、固定資産課税台帳に登録された価格、評価額について納税者から審査の申出があった場合に公平、中立の立場から審査決定を行う重要な役割を担っております。委員の選任に当たっては、地方税法に基づき、固定資産の評価や税務に関し見識を有し、かつ公正な判断ができる方を議会の同意を得て任命することとしております。専門性や審査経験が求められることから、結果として再任になる場合が多い状況にあると。議員ご発言の趣旨、ほかの委員の選任についても同様のご意見をいただいていると記憶をしておりますが、小規模自治体において委員会の設置の趣旨に合致し、必要とされる見識を有し、なりわい、家庭の事情を抱えながらも各種委員の就任にご理解をいただける方であることなど、選任には一定の配慮が必要であると、このような側面があるということをご理解いただければと思っております。今後も制度の趣旨を踏まえ、公平性、適任性を十分考慮しながら適任者を選任し、お諮りをしたいというふうに提案をさせていただきました。

いと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げましてご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（森 太郎君） 日程第3、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第4号

○議長（森 太郎君） 日程第4、議案第4号 壮瞥町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 壮瞥町特定乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度についてご質問させていただきたいと思います。

当町の保育所の建て替えのときにも随分保育所の在り方について議論した記憶がございますが、当時はたしか認定こども園制度という部分も含めながら議論された記

憶が、もう大分前ですので、定かではないですが、記憶がございます。その際、保育所型の認定こども園制度を取り入れているというような議論もあったように記憶があるのですけれども、保育所に通われる園児だけではなくて当町における乳幼児の支援の中心的な施設として全体の乳幼児に対する施設の位置づけで取り組んでいきたいというようなことが議論されたような記憶がございます。そういうことの中で今の保育所に受け継がれてきていると感じておりますので、そういう面ではこの事業はたしか国が全国的に取り入れると、たしか 26 年度から全国的に取り入れる、それに向けて当町も整備をしていくことだと理解しているのですけれども、基本的には私も先ほどのお話も含めて当町全体の子育てもしくは乳幼児に対する支援の取組としては一歩これによって前進したと受け止めているということの前提の中で何点かそれについて確認も含めて質問させていただきたいと思っているのですが、子供さんを抱えている家族の方にとっては非常に関心の高い事項でもありと思っておりますので、先般行われた議員協議会でも質問させていただいて、そのとき答弁もいただいているのですけれども、議会ですので、改めてその辺についての確認もしたいと思いません。

対象となる児童についてですが、これは6か月以上3歳未満児というふうに認識しておりますけれども、当町において現段階で可能となる人数、これは第2章の特定乳幼児通園支援事業の運営に関する基準の中で1時間当たりの利用定員という部分が第3条ありますね、その利用定員として現段階ではどのぐらいの収容人員があると考えられているか。

それと、1か月当たりの利用定員を定めるということになっておりますが、これは1人1か月どの程度の時間を利用できるのかという点、それから保護者の負担はどのように、例えば1回幾らかかるのかとか、給食等が支給された場合給食の負担があるのかと、その点についてお答えいただきたいなと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

このたびのこども誰でも通園制度についてでございますが、まず対象が6か月から3歳未満ということでございまして、利用定員についてのご質問だったと思っておりますが、本町の保育所におきましては余裕活用型ということで、本来の保育所の定員に空きがある場合に受け入れるということで、ゼロ歳児は定員3名、1歳児は6名、2歳児は12名というふうに定員がなっておりますので、令和8年度入所する子供たちの数をそこから引いて、基本的には余裕がある分は受入れは可能なのですが、体制とかの関係もありまして現時点では1日につき1名を受入れしたいというふうに考えております、全クラスです。全クラス合わせて1名程度を受け入れたいというふうに考えてございまして、4月の広報でも出そうとは思っているのですけれども、受入れの日時は月曜日と水曜日と木曜日というふうにちょっと限定させてスタートさせていただきたいと

いうふうに考えております。

1か月の利用定員については、余裕活用型ですので、その辺も考慮して決められていくものと思いますが、1人につきまして1か月10時間までしか利用できないということですので、これは国のほうで決めていることをございまして、1か月10時間ですので、それはその方の利用したい希望に応じて、1日5時間使うのであれば、それを2回やるのであれば10時間で2回で終わり、1日2時間であれば5回使えるというような形でなっていくと思っております。

当町の保育所におきましては給食は提供しないという形で考えておりまして、曜日は月、水、木と言いましたが、利用時間につきましては午前9時から12時までを考えております。保護者の負担は、当町の住民の方は無料、町外からもし利用の希望があれば1時間につき保護者の負担は300円で考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 理解しました。ただ、まだ今の段階では、4月1日から新しい子供さんが出入りあるわけですから、そういう意味ではなかなか現段階での各年次ごとの数は今実際入所されている方を把握できない部分もあると、そういうことの部分も含めての回答かと考えられています。多くは多分通園している児童が全体の中では割合としては多いのかなという認識の中で、私も孫おりますので、孫の面倒をたまにやって感じる事なのですが、1時間ぐらいやるともう疲れますよね、非常に。ですから、親として24時間そういう部分で子供さんを育児するというのは大変な負担、特に生まれたばかりですとか初めての子供さんを育てるのは大変なご心労があってやられているのかな、日々頑張っているのかなと思っております。そういう意味では、一定の少ない時間であってもそういうサポートを受けられるということはある意味そういう育児ストレスの解放なり、いろんな用事を足すときに子供さん連れなくても対応できると、そういう面ではいい制度の一つなのかなと思っております。

と同時に、これが受ける側の事業所としての対応の中で何点かどうなのかなって、無理がないのかなという点でお伺いしたいと思うのですが、まず子供さんの立場からいったときに、子供さん、乳幼児の立場でいったときに、ずっと来ているわけでない、単発的に保育所にお世話になるということで非常に子供としてのストレスを受けるといった部分への対応がどうなのかなと。それから、集団の中に入って行くわけですから、そういう意味では子供さんとしてのある程度精神的な部分も含めて疎外感が生まれませんか、その辺に対する保育士さんの対応が十分取れるものなのかなと、いわゆる保育士等の負担も大きくなりませんか。特にそれ以外にも、例えば最近アレルギーを持たれる子供さんが多いとか、そういうことも含めてそれに対する対応が問題なく行われるのかどうかということを考えてときに、現在の保育士の数、それから施設の部分の中で対応が十分取られるのかなという点をお伺いしたいと。

それから、もう一点、これはある面で、保育士さんが今事務も一緒にやられているのかどうか私もちょっとはつきり分らないところあるのですが、いわゆる時間的に入ってくるやつで、それも不定期というか、そういう形で入ってきますから、通常の事務のほかにそういう部分の事務的な対応の部分が必要になってくると、そういうことでの負担増につながることにならないか。特に保育士が事務的なこともされている場合、その事務量の増大による負担増は考えられないのか、まずその点お伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

まず、子供の立場に関することでございますが、やはり単発で短時間でということでの子供のストレスも、その子供によりますけれども、多少なりともあると思いますので、通常の保育でも最初入る子供に対しては慣らし保育などもやっておりますけれども、今回の場合につきましても子供の様子を見ながら、まず面談を親としてどういう状況かを確認して、必要があれば親にも少ししてもらって子供がどういうふうな行動をするのかとか見ていただいたりとかして、そういった形で対応をしていきたいというふうに思っていますし、子供にできるだけストレスがないような形での保育を実施していきたいというふうにも考えております。

あと、アレルギー対応などですけれども、先ほど申し上げましたが、基本的に給食は出さないということで、おやつも出さないのも、基本的には食べ物を口にすることは無いと思っていますので、アレルギー対応に対してはある程度心配はないのかなというふうには考えております。

それから、保育士につきましては、やはり利用する方が来る際に、いきなりというか、入ってきますので、十分な面談を行って子供の生活状況などを確認しながら、保育士についても負担感がないように配慮はしていきたいというふうに考えております。

また、事務的な負担ということで保育士の事務的な負担でございますが、これはやはり新しい制度を実施する上で負担は増えると思っておりますが、今いる保育士の体制で何とか対応していきたいというふうには考えております。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 分かりました。

最後の質問になりますけれども、アレルギーの部分も非常に多い、これは特に食べ物に対するアレルギーもあるとは思いますが、例えばアトピー性皮膚炎とか、食べ物以外によるアレルギーなり、いろんな部分、子供さんの精神的なことも含めてあるのかなと思っています。その辺の連絡ですか、保育士さんとご家族の方との連携というのですか、そういうのは部分はやっぱり十分必要になってくるのかなというふうに考えられます。

最後に、昨年所管事務調査で保育所を訪問させていただいて、施設を見せてもらったり、いろんな意見交換をさせてもらいました。その際、保育士の部分では十分なのですかという質問と施設のどのようなのですかという質問をしたのですが、保育士的には多分定員という中で今行われている。ただ、それでも非常に対応も大変で不足感も感じているようにその質疑の中では感じました。それから、施設ももう少しそういう面では、今詳しくは私も分かりませんが、ゼロ歳児と1歳児が1つの教室ですか、ちょっとその辺私も分かりません。要するに教室としてももう少し充実していくと助かるような話も聞いたような記憶がございます。それに今回のこれつながるわけですから、そういう部分では連携も含めてそういう保育士なり施設等の充実という部分も必要になってくるのかなというふうに感じるのですが、その辺の見解を伺いたいと思います。

それと、これは親の負担は町内の保護者に関しては負担はゼロと、給食がないのでゼロということですがけれども、これは町として今お話ししたことも含めてこの対応に対して、人数がそれほど多くはないと想定しますから、うんと大きい金額になるとは考えていませんけれども、これは国から、1人当たりに対してそれを受けて取り組んだ場合、国からの支援もたしかあるように記憶ありますけれども、その額が1人幾らなのか、それをやることによって当町としての財政的な負担はどのぐらいと大体想定されているのか。

もう一点併せて、それほど対象児童が多いとは思いませんので、ただまちによっては子育て支援策として、いわゆる国が示している定員の枠内ですとか、1人1か月、基準としては10時間ということもたしか国の基準でないかなと思うのですが、それ以外に子育て支援策として給食費を無償にするとか、例えば1か月10時間という枠をもう少し増やしているとか、20とか、30とか、そういうふうにしていわゆる子育て支援策として打ち出している自治体もあるというふうに聞きますけれども、当町の場合は当面はそこは考えていないと認識しているのかどうか最後に質問したいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

所管事務調査で保育所見ていただいた際に出ていた話ではあったと思いますが、保育士の人数に関する部分につきましては今現状で何とかはなっているのですが、障害がある子供であるとか、ちょっと手のかかる子がいるとやはりそちらにも人員を割かれるということで、今何とかやっていますが、多少もう少しいたほうがより質のよいというか、保育ができるのではないかとというふうに現場も感じていますし、私も感じているところでございます。

また、施設につきましては、今ゼロ歳児は小さい仕切りを仕切って3人受け入れる部屋を持っていますけれども、1歳児と2歳児がつながった部屋で保育をしております。

して、ちょっとそこが手狭だという、保育士のほうからも現場のほうからも言われておりますけれども、その辺はちょっと様子を見ながら、今後児童の数が増える見込みがない中で施設整備をするというのはなかなか難しいのかなというふうに私のほうでは思っているところでございます。

それから、親の負担、基本的に当町の住民の方はゼロ円ということですが、国からは公定価格が示されておりまして、ゼロ歳児は1時間1,700円、1歳児、2歳児は1時間1,400円の給付金が支給されるという形になっております。

町としての負担ということの部分ですけれども、現時点でゼロ歳児、令和8年度はゼロ歳児は定員3名の中、3名預かることに予定をしておりますので、そこは令和8年度は受入れはできないという形、それから1歳児、2歳児は受入れはできるので、住民票を見る限りでは、保育所に預けていない方が利用できる制度ですので、保育所に預けている方を住民票と照らし合わせていくと対象となる方は1人かなというふうに認識しておりまして、あまり町の負担というのは金額的なものはないのかなと思っております。

それから、給食費の無償化ですとか、1か月10時間を20時間とか、そういうふうに拡大して実施するかどうかにつきましては、当町につきましてはそういったことはしないで基本にのっとってまずは実施していきたいと。近隣の話も聞いていますけれども、近隣ではそういう拡充するところはないように聞いております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 壮警町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（森 太郎君） 日程第5、議案第5号 農業農村情報通信環境施設設置及び

管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 私も農業者の一人でもありますので、そういう観点も含めて幾つか質問したいと思います。

今回の条例に関しては、これからの農業を見据えた上では必要になってくる条例だと思っておりますので、そういう部分では必要だという認識の中で質問させていただいているのですが、非常に日進月歩の世界でもありまして、国も国の農業振興の施策の柱に経営の基盤整備、それとICTといいますか、いわゆるスマート農業の拡大によって規模拡大と効率のいい農業経営を展開していくと、ひいてはコストを下げていくというようなことで力を入れてやっていくというような方向性であると存じますので、そういう面を考えたときに、その施策を先取りする意味においてもこの条例を制定して、それを基に町の農業振興を図っていくという部分では必要な部分という認識の中でおります。

それで、現段階の中でこのそれぞれ挙げられた運用の事業、それについての基本的な考えを改めて伺いたいのと、それから今後この条例に基づいて当町のスマート農業をどのように発展、拡大、運用しようとされているのか、その点についてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

まず、こちらの条例の制定というところの中で実施する事業というところでございますが、基本的には5つ事業がございまして、気象観測に関する事業、温泉源監視に関する事業、それから施設園芸環境モニタリングに関する事業、農業インフラ管理の省力化に関する事業、最後に鳥獣害防止に関する事業ということで、これらの事業を実施していくこととしております。気象観測につきましては3か所設置してございまして、1つは複合気象センサーということで多くの情報を測定できるという内容となっております。

それから、2つ目としましては温泉の流量であるとか湯温であるとか、そういったものを遠隔監視できるというものになってございまして、3つ目につきましては施設園芸の環境モニタリングということで温湿度センサーであったり、あぐりログというものであったりということでハウス内の温度や湿度、土壌水分等を遠隔で監視できるというものになっております。

それから、農業インフラ管理の省力化に関する事業としましては、水田センサーと水位センサーというのを用意してございまして、水田センサーでいえば水位と水温、そこを遠隔監視できるということで、こちらは見回りの軽減等を図っていきたいというところでございます。

それから、鳥獣害防止に関する事業ということで、わなセンサー、あと囲いわなのカメラというものを用意しておりまして、こちらにつきましてはくくりわなのほうにわなセンサーというのを設置して、それで検知して捕獲の確認ができるといったような、大まかにそのような内容のものを実施していくというところでございます。

それで、スマート農業、今後の展開というところでございますが、こちらについてはまず初めに令和3年度からスマート農業の関係取組を進めてまいりまして、その中で計画を立てて、そこで選定した機器を使用していくということで令和7年度の工事に至ったというところでございます。今後につきましては、こちらの整備したものをほかの機器とかも使えるものがあるかどうかであるとか、そういう調査も進めたり、あと費用対効果もありますので、その費用面とか、そういう部分も研究しながら、ほかの今回整備したものの以外にも使えるものがないか引き続き研究していきたいと考えております。それから、スマート農業の部分でいえば国営農地再編整備事業、そちらのほう、区画の拡大であるとか集約であるとか、そういった検討を今進めているところでございますが、それと併せた形でスマート農業の部分についても検討をしているところでございますので、そういった部分も含めながら本町に合ったスマート農業はどういったものになるかというところを農業者の皆さんの意見等も聞きながら今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 分かりました。本格的なスマート農業に対応したという部分の中で、この条例によってスタートを切っていくのかなという認識でございます。ただ、今までの経過を見たときに、私自身の感触といたしましてお話しするのですが、当初3年度からこの事業始まると、たしか全額国費だったですかね、いろんな部分で調査検討について補助があって、それに基づいて進めてきて今の結果上がっているのかなと思っておりますけれども、壮警町ICT農業推進委員会でしたか、推進協議会でしたか、正式な部分をちょっと忘れちゃったけれども、そういう協議会を立ち上げて私もその一員でございました。農業者のそれぞれの方の代表といいますか、そういう方ですとか、当然行政と、それと農協ですとか、信金ですとか、壮警高が入っていましたかね、そういう農業の関係機関の方も、農業委員会も入っていましたかね、関係機関の方も一同にその協議会のメンバーとして2回ほど議論をした記憶がございます。それを経て、国の補助事業も受けて、そして検討されてきたのかなと思っておりますが、その中でちょっと感じましたことは、その2回の議論の中である程度の可能性や方向性を議論されたというふうに思っているのですが、それを踏まえて次のステップに移っていったのだろうと、ただその次のステップに移った段階で全体的な協議の場がほとんど行われなくて、コンサルタント会社と試験的にやった農家の方々数名の中で、行政の分野の部分もちろんありますけれども、それも含めて議論されていて、全体の広がりには若干欠けた嫌いがあるのかなと。それは、この事業の大切なところは、そ

ういう事業を生かしながら労働生産性を上げるとか、規模拡大に対応したそういう部分でスマート機器等を利用して対応していけると、そういう部分ですから、これは次のステップの議論、どういう課題が考えられるのか、それから将来の方向性はどのようなかということの十分な現場も踏まえての議論が私は不可欠でなかったのかなと思うのです。その辺若干広がり欠けているような気がいたします。これから大事なものは、これで終わりではないわけで、これからこの条例といいますか、活用して、どうもう少し発展的にスマート農業を取り入れるなり農業振興の発展に寄与していくかということだと思いますが、その辺についての考えをもう一度、反省も踏まえてありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

まず、壮警町農業ICT活用推進協議会という協議会が、令和2年度頃ですか、こちら設置がされております。それで、メンバーとしましては、壮警町農業担い手プロジェクト会議、それからとうや湖農協の壮警支所、胆振農業改良普及センター、壮警高校、壮警町という形で、その中で話し合いが行われたと。その後スマート農業の計画策定3年度、4年度実施してきたわけですが、そこでそこ以降に農家の方々の意見というのが足りなかったのではないかとこのところでございますが、計画当初につきましては現在利用している方以外にも、例えばくだもの村とか、そういう方にも話を聞いたりして、またほかの農家の方にも聞いたりということで現利用者以外にもいろいろお聞きしていた状況にはございます。ただ、それ以降、コロナ等もあった影響もあります。スマート農業について具体的に協議、検討する場がなかったというところでございます。今後につきましては、今回スマート農業のこういった形でこれを足がかりに広げていきたいと考えておりますし、また先ほどもお話ししたように、国営農地再編整備事業、その中でもこのスマート農業を含めて話し合う必要はあるのかなと考えてはおります。それで、今後はそういった既存のそういう会とかを活用しながら進めるとともに、その都度農業者の皆さんからは意見等を伺いながら、皆さんが営農上困っているということについて解決できるスマート農業の部分について、費用対効果等もございますが、そういった部分を一緒に考えていけたらなと考えております。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 3回目の質問になります。最後になりますけれども、今ご説明をいただいて、個別の農業者との対応は多分取られているから、つながっていると認識をしています。それが、横といいますか、農業者やいろんな組織、関連組織も含めた横の広がりにつながっていければもっとよかったのかなと。これはこれからでもやれることなので、期待をするところでありませうけれども、例えばの場合、農協という組織もございます。農協もスマート農業の推進ということでいろいろ取り組まれている。例えばドローンですとか、そういうことをやられている。RTK基地局に対す

る対応も含めて、とうや湖農協管内で取り組む部分の中で取り組まれている。農協は農協で課題を抱えていらっしゃる。この前実は地域懇談会あって、その中でも出たのですけれども、農協は農協として困ったな、これからこういうことが考えられないかなという課題を持たれている。それは、農協だけでも限界がある、町単位でも限界がある。そこをどううまく連携しながら、より効率のいいスマート農業、負担の少ないスマート農業を確立していくかという部分ではそういうことも含めて大事なかなという感じがいたしますので、これからの中でこれをベースにまたいろいろ日々、日進月歩の世界でございますから、いろんな形でスマート農業をどう活用できるのか、それに対する対応どうあるべきか、例えば金融機関としてスマート農業を生かして、例えばこのことによってセンサー等で気象情報等が手軽に知れるようになったときにそれを自動制御でハウス等の開け閉めや水管理ができるような部分につなげないだろうか、例えば水位センサーにしても田んぼ1枚1枚の水位を測ることも大事だけれども、それを効率よく、例えば自動給水、配水等の部分につなげることが可能なのかどうかとか、そういう部分で金融機関としてはそれに対する、取組に対する当然負担も伴うわけですから、それに対する有利な低率な資金供給が可能なのかどうかということも含めていろんな角度で横につながながらやっていく。欲を言えば、地域農業科という中で壮警高校が高校運営されている。その中に、例えばスマート農業ということこれから農業の部分の中で高校生は学ぶことが可能なのかと、たしか第1回目のときにクボタの協力をいただいて総合グラウンドで、スマート機器を持ってきていただいて、そして1日そういう体験の場をつくったはずです。そのときに壮警高校の生徒さんも参加をしていたと、そういうことも含めて壮警高校のこれからの活動の中にスマート農業なり位置づけをこの条例を生かしてできるかどうかとか、ちょっとあらあらで大変恐縮ですけれども、そういう未来につながる発展する条例としてスタートしていくということを踏まえて取り組んでいただきたいと思うわけですが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

関係団体、関係機関との横の連携というところでございます。農協であるとか、もちろん農業委員会であるとか、農業改良普及センターであるとか、そういった関係機関とやはり連携を取って進めていかなければいけないなと思っております。それで、農協で取り組んでいるスマート農業の部分でございますし、そういう情報はいただいておりますが、今後どういう取組をしていこうというときにその辺り情報共有をより深めながら、お互い前に進んでいけるような話合いができればなと考えております。

そして、あと今後の先ほどの広がりという部分で遠隔操作だったり環境制御の部分、こういった部分でございますが、ここにつきましては先進の取組等を研究しながら、また信金さんのほうでも取り組まれている部分でございますので、そういったのはいろいろ

ろお話聞いたりしてきたのですが、また改めてその辺りの情報等を入手しながら今後の展開に生かしていきたいなと思っております。

それから、壮瞥高校の部分でございますが、こちらにつきましては教育委員会のほうとも連携しながら、スマート農業の部分でいえばどういった形で組み込めるとか、どういうことができるのかとか、こちらについてはすぐにはならないかもしれませんが、教育委員会と連携して考えていきたいと思っております。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 農業農村情報通信環境施設設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（森 太郎君） 日程第6、議案第6号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（森 太郎君） 日程第7、議案第7号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（森 太郎君） 日程第8、議案第8号 壮瞥町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 計画を読ませていただきましたが、内容について特に異議はありませんけれども、計画書26ページ、(4)、火葬場、火葬場等維持管理は町で行うということでありました。23ページの④で火葬場について触れ、本町の火葬場は令和4年度で廃止しましたという言葉が使われておりますし、この火葬場等の維持管理というのは私は省くべきでないかなと、そのように考えたのですけれども、このように書かれた意図について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

火葬場の関係でございますが、本町の火葬場は令和４年度に廃止しているもので、現在は伊達市で新しく造られた火葬場を伊達市はもちろんのこと洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町で利用しているもので、共同で運営、運用しているものでございまして、当町としましても負担金を払っております、その中には人件費ですとか光熱水費、それから修繕費等が含まれております。施設が新しいので、今々すぐに修繕、大きな修繕とかは出てこないとは思いますが、施設の老朽化に伴って修繕、大規模修繕とかが必要になった際に当町として負担する場合は過疎債等の利用も考えられますので、この計画に掲載しているものでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第８号 壮瞥町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については原案のとおり可決されました。

◎議案第９号

○議長（森 太郎君） 日程第９、議案第９号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定締結についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

７番、菊地敏法君。

○７番（菊地敏法君） 今回定住自立圏構想の一部の変更ということでもありますけれども、その中身は別表２の結びつきやネットワークの強化に係る政策の分野の中に新たに地域公共交通を追加すると、それとＩＣＴネットワークの取組内容を変更するということがありますけれども、何点か確認させていただきたいというふうに思います。

具体的な地域公共交通がどのような取組として動いていくのか。西胆振の定住自立圏共生ビジョン、本年度で5年たって、新たにまたビジョンとして示すというふうに思いますけれども、この中に新たな地域公共交通としての取組としてののっかってくるといふふうに思いますけれども、この具体的な中身が今現時点で分かればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

今回の協定の変更でございますけれども、その中の公共交通というものが今回改めまして協定の内容に加わったということございまして、経過としましては圏域では通勤、通学、通院、買物等、日常的に市町間の移動が行われているが、近年では運転手不足であったりとか路線バスの減便などの公共交通を取り巻く環境というのは大きく変化しているところでございます。ということで、地域の住民の生活を支える移動手段の維持、確保が喫緊な課題ということで今回協定の中に盛り込まれたというものでございます。これを盛り込むことによりまして、安心して暮らせる圏域の位置づけに向けて各市町と連携して取り組むということにしております。

それで、共生ビジョンにおける主な具体的な内容ということでございますけれども、今共生ビジョンの中で掲げている主な事業といたしましては、生活交通路線の維持確保事業、地域公共交通の担い手不足の対策事業、地域交通利用促進事業ということで大きく3つを掲げているところでございます。生活交通路線の維持確保事業につきましては、各市町でもう既に取り組んでいることもフォーカスされているとは思いますが、町でいいますと壮瞥町の公共交通というのは路線バスとコミュニティータクシーとやっておりますけれども、そちらをなかなか利用される方も少なくというところで、その中でも運行していただいているということもございまして、交通事業者さんへの赤字の補填ですとか、そのような支援を行っているというものでございまして、その辺につきましても、それぞれの市町でも行われておりますけれども、共同で連携して取り組んでいくということでございます。

地域交通担い手不足対策事業ですとか地域公共交通利用促進事業というところにつきましては、まずは大きい市町、室蘭ですとか、室蘭が中心で交通事業者の会社もあるというところで、何とか担い手を募集しようというような取組をなさっているところというところで、その辺についてはこれから、新たな取組として協定の中に入ってきましたので、具体的な取組につきましてはこれからのワーキンググループ、各市町の所管する担当者集まってワーキンググループの中で議論をされていって、それがそれぞれの各協議会のほうに進んでいって、もう少しより具体的な施策になっていくのかなというふうに考えております。具体的には、規定の中でも、この圏域だけではなくて各市町、もう全国的に運転手不足ということもございまして、運輸局さんの事業も活用しながら、退職する自衛官の方に運転手の体験をしてもらったりですとか、

まずそのような取組もやっているところでございますので、また圏域で取り組む具体的な内容については、先ほども言いましたけれども、これからのワーキングの中で具体的に整理されていくものと認識しております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） もう一点確認させていただきます。

ICTネットワークの行政情報ネットワーク推進の中身の文言が変わって、生活情報等に関するメール配信システムをはじめとする地域に密着したところを住民サービスの向上に資するというので改めるということでありましてけれども、これ改めたことによってどう取組が変わっていくのか。ビジョンを見ると、この取組の具体的な例としては壮瞥町に当てはまるのは西いぶり生活情報メール配信事業というところがあります。これがこの資料を見ると令和4年度で予算的な部分はもうなくなっているということなのですよ。そしたら、この西いぶり生活情報メール配信事業として変わって、ソフト面での連携による住民サービスということになっていく、この具体的な中身ついてどういうふうに変っていくのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

ICTネットワークということで、今回文言を整理するという内容でございますけれども、具体的な取組については今までも取り組んできたようなことをさらに住民のほうに使いやすいような形で推進していくということになるのですけれども、具体的な施策についても教育行政の効率化というところを広域連携できないかというところでございます。こちら主にもまだ室蘭市、登別市、伊達市とか市で取り組んでいくところになってございますけれども、まずは図書館のネットワークサービスの広域化事業ということで図書館システムの共同利用というところをまず進めていくということと、学校図書システムの広域化ということで学校図書システムというのがございまして、それを広域化できないかというところで室蘭、登別とか取り組んでいるというところでございます。そのほか社会教育人材活用推進事業ということで、圏域全体で社会教育活動の推進というのをICTを使って情報発信をしていくというものでございます。この取組のほかに、医療関係でも西胆振全体での参加医療施設間をインターネットで結んで、診療情報だったり薬の処方データを共有して地域医療の連携を推進していくというような既存の取組も大枠では含まれているのかというふうに考えております。基本的には、協定の中でうたわれているようにICTネットワークというのもコロナ禍を経てデジタル技術というのが急速に発展して、スマートフォンによる普及によってSNSを活用した情報収集というのが一般化されてきているところということもございまして、その構築であつたり運用方法というものも大き

く変化しているところでございます。そのようなデジタル技術を活用したソフト面での連携による住民サービスの向上というところで、先ほど言ったような事業に取り組むというのが協定の内容になっております。引き続き、西胆振のICT利用推進事業というものもございますので、住民に分かりやすいような情報発信するようなものについても継続して構築したり継続したりしていくことになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 再度確認しますけれども、この取組としてやっていた西いぶり生活情報メール配信事業というのはもうなくなっているということではよろしいですか。その後としてこういうSNSを活用した取組として、私も一般質問しましたけれども、ラインを活用したそういう取組ということを経警町で今後どういうふうな捉え方で考えていっているのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

ラインを活用した情報発信というところで、こちらにつきましても近隣の各市町も含めてもう普及されているコンテンツかなというふうには考えておまして、経警町のほうとしましては今現在まだ取組的にはしていないといえますか、まだ構築されていないのですけれども、今現在ライン使った情報発信ツールというものを今検討しているところであって、でき次第そのようなラインを使ったような情報発信というのは進めるべく今ちょっと検討している最中ではございますので、できるだけ早めにそのようなツールはつくっていきなというふうには考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定締結に

については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（森 太郎君） 日程第10、議案第10号 令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般4ページ。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 民生費の補正について伺いたいと思います。

心身障害者福祉費の障害者自立支援費が当初予算では1億8,643万計上しておりましたが、今回さらに910万の補正が提出されておりますけれども、この増えた理由として説明では各種サービス利用回数の増加ということを挙げておりますけれども、当初予定していた各種サービスがどのように増えたのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁いたします。

今回サービスのほうはいろいろと障害者が使うサービスが多いのですが、特に今回伸びたのが居宅サービスと宿泊型自立訓練と就労継続支援B、あと計画相談支援と、この4つの事業でございます。令和7年度の件数見込みなのですが、当初予算のほうではまずは居宅介護のほうで4人ということで見えていたのですが、今12月7件、あと宿泊型自立支援が当初ゼロ件だったのですが、12件、あと就労支援Bが15件ということなのですが、20件ということで当初予算よりは増えております。就労支援Bについては、当初就労支援Aの事業者が多かったのですが、就労支援Bのほうで今事業移行していますので、その分就労支援Bのほうが増えているということでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 内容分かりましたけれども、素人でちょっとこんなこと聞いて恥ずかしいのですが、就労支援のAとかBというのは、これはどういう内容なのか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁いたします。

就労支援Aについては、その事業所と、あと障害者の方が契約をして月給の契約をして従業するのですが、就労支援Bについては時間パートという形で契約をしているということですので、月給ではなくて時間何ぼというような、その単位の決め方でAかBかということで分けております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般5ページ。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 一般5ページの土木費について伺いたいと思いますけれども、今回というか、除排雪の委託料が1,870万円補正が出ております。これは当初計画して考えていたよりも状況が変わったということは理解できるので、それはいいのですけれども、1月の降雪量が増えたと、これも確かに多かったと思うのですけれども、この降雪量の観測位置です。設定していると思うのですけれども、その観測位置はどこなのか。

それから、もう一点は、滝之町地区といいますか、と久保内地区に分かれて除雪を委託しているのではないかと思いますけれども、どちらのほうがこのような予算不足に陥ったのか、その点についても、簡単でよろしいのですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の観測地点ということでございますけれども、こちら町独自で観測をしているわけではございませんけれども、気象庁のデータによるもので壮警町のデータを使用しております。

2点目の滝之町と久保内のどちらがということなのですが、こちら全体的にはどちらも増えているということで、予算のときも別に滝之町で幾ら、久保内で幾らという形では計上しているわけではございませんので、全体的に1月分が増えたということでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般6ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般3ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第2表、繰越明許費補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第3表、債務負担行為補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第4表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和7年度壮警町一般会計補正予算（第11号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（森 太郎君） 日程第11、議案第11号 令和7年度壮警町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、補正予算明細書、収益的支出について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、補正予算明細書、収益的収入について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、補正予算明細書、資本的支出について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、補正予算明細書、資本的収入について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 令和 7 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（森 太郎君） 日程第 12、議案第 12 号 令和 7 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、補正予算明細書、収益的支出について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、補正予算明細書、収益的収入について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、補正予算明細書、資本的支出について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、補正予算明細書、資本的収入について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 令和 7 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 2 号）に

については原案のとおり可決されました。

◎議案第13号ないし議案第18号

○議長（森 太郎君） 日程第13、議案第13号 令和8年度壮警町一般会計予算について、日程第14、議案第14号 令和8年度壮警町国民健康保険特別会計予算について、日程第15、議案第15号 令和8年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第16、議案第16号 令和8年度壮警町介護保険特別会計予算について、日程第17、議案第17号 令和8年度壮警町簡易水道事業会計予算について、日程第18、議案第18号 令和8年度壮警町集落排水事業会計予算についてを一括議題といたします。

◎予算審査特別委員会の設置について

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

議案第13号から議案第18号までの6件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号から18号までの6件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任について

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果について報告いたします。委員長に湯浅祥治君、副委員長に菊地敏法君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に湯浅祥治君、副委員長に菊地敏法君を選任

することに決しました。

◎報告第1号

○議長（森 太郎君） 日程第19、報告第1号 債権放棄の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今回債権の放棄について報告がありますが、これはやはり遅きに失ったのではないかなという気もしますけれども、この提案の基になっております債権管理条例は令和3年の4月1日から施行されており、今まで今回で3回目の報告ではないかなと私は考えておりますけれども、86ページに別紙として令和7年度債権放棄調書が記載されて、それぞれの放棄した事由の件数が書かれておりますけれども、一般会計の住宅料については6件で住所不明という放棄した理由が分かるので、これは6件とも住所不明と私は理解しているのですけれども、簡易水道会計だとか集排水事業、これについては25件で、放棄した理由がただ右のほうに住所不明、死亡、自己破産、それから16件で同じく住所不明、死亡、自己破産とありますけれども、この25件は放棄した理由それぞれどれが何件か、また16件についても同じようにどれが何件かということについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

この内訳ということでございますが、水道使用料につきましては所在不明が22件、金額としまして53万2,580円、死亡が2件、4万5,980円、自己破産が1件で3,162円となります。集落排水使用料のほうですが、こちらが所在不明が12件、29万5,620円、死亡が3件、6万2,720円、自己破産が1件、4,048円でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

議事の都合により3月10日から12日までの3日間休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、3月10日から12日までの3日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月13日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時45分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和8年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

令和8年3月13日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第13号 令和8年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第 3 議案第14号 令和8年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第15号 令和8年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第16号 令和8年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第17号 令和8年度壮瞥町簡易水道事業会計予算について
- 日程第 7 議案第18号 令和8年度壮瞥町集落排水事業会計予算について
- 日程第 8 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	柴田曆章	君
会計管理者兼		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	澤井智明	君
企画財政課参事	蛭名雄一	君
住民福祉課長	上名正樹	君
住民福祉課参事	大内宏二	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	山崎清輝	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也	君
---------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
1番 山本 勲君 2番 加藤正志君
を指名いたします。

◎議案第13号ないし議案第18号

○議長（森 太郎君） 日程第2、議案第13号 令和8年度壮警町一般会計予算について、日程第3、議案第14号 令和8年度壮警町国民健康保険特別会計予算について、日程第4、議案第15号 令和8年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第5、議案第16号 令和8年度壮警町介護保険特別会計予算について、日程第6、議案第17号 令和8年度壮警町簡易水道事業会計予算について、日程第7、議案第18号 令和8年度壮警町集落排水事業会計予算についてを一括議題といたします。

議案第13号から議案第18号までの6件については、3月9日の本定例会において予算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

6番、湯浅祥治君。

○予算審査特別委員会委員長（湯浅祥治君） 予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和8年3月9日開催の第1回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第13号から第18号までの令和8年度各会計予算について2日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第13号 令和8年度壮警町一般会計予算について、以下5件であります。

審査の経過、委員会の開催、議案第13号から第18号までを審査するため、予算審

査特別委員会を令和8年3月11日から12日までの2日間開催いたしました。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、令和8年3月9日開催の第1回定例会において本特別委員会に付託されました議案第13号から第18号までの令和8年度各会計予算について慎重に審議を行いました。審査の結果につきましては、各議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、湯浅祥治。

以上、報告を終わります。

○議長（森 太郎君） 予算審査特別委員会委員長の報告に対して一括質疑を受けません。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第13号から議案第18号までの6件の一括討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号から議案第18号までの6件を一括採決いたします。

各議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり可決であります。

各議案は、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第18号までの6件については、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森 太郎君） 日程第8、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和8年壮警町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午前10時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員